

平成30年度 第2回

社会教育委員の会議

- 日 時 平成30年11月28日（水）
午前9時30分～
- 会 場 14A会議室
（宇都宮市役所14階）

宇都宮市教育委員会

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

- ① 平成31年宇都宮市成人式について **【資料1】**
＜参考＞成年年齢引き下げを見据えた環境整備に関する
関係府省庁連絡会議について（法務省） **【参考1-1～4】**
- ② 第49回関東甲信越静社会教育研究大会長野大会の参加報告について **【資料2】**
- ③ 「子どもの手本となる50の言葉」について **【資料3】**

(2) 協議事項

- ① 平成31年度社会教育関係団体に対する補助について **【資料4】**

3 そ の 他

4 閉 会

宇都宮市社会教育委員名簿

任期 平成29年7月1日～平成31年6月30日

No.	氏名	区分	備考
1	大川 直邦	学校教育関係者	栃木県高等学校長会宇都宮支部(宇都宮南高等学校長)
2	野宮 隆	学校教育関係者	宇都宮市中学校長会(鬼怒中学校長)
3	鈴木 恵治	学校教育関係者	宇都宮市小学校長会(清原北小学校長)
4	今井 政範	学校教育関係者	宇都宮地区幼稚園連合会会長(認定こども園さくらが丘理事長)
5	金 克彦	社会教育関係者	公益社団法人宇都宮青年会議所 直前理事長
6	櫛 淵 澄江	社会教育関係者	宇都宮市地域婦人会連絡協議会会長
7	三村 松司	社会教育関係者	宇都宮市体育協会副会長
8	松本 弘元	社会教育関係者	宇都宮市文化協会常任理事
9	山口 康夫	社会教育関係者	宇都宮市子ども会連合会会長
10	福田 治久	社会教育関係者	宇都宮市PTA連合会会長
11	高橋 勉	社会教育関係者	宇都宮市地域まちづくり推進協議会副会長
12	関口 浩	社会教育関係者	宇都宮市青少年指導員会会長
13	加藤 史子	社会教育関係者	一条中学校魅力ある学校づくり地域協議会地域コーディネーター
14	小池 操子	家庭教育関係者	宇都宮市親学習プログラム指導者
◎	15 河田 隆	学識経験者	宇都宮共和大学教授
	16 佐々木 一隆	学識経験者	宇都宮大学教授
	17 若園 雄志郎	学識経験者	宇都宮大学准教授
	18 増淵 幸男	学識経験者	上智大学名誉教授
○	19 工藤 稔行	学識経験者	市議会議員
	20 金子 武蔵	学識経験者	市議会議員

◎ 委員長
○ 副委員長

平成 31 年宇都宮市成人式について

1 目的

宇都宮市成人式は、20歳を迎えた新成人の門出を全市をあげて祝い励ますとともに、参加した新成人の「地域社会の一員としての自覚」や「地域に育てられたことへの感謝の気持ち」を育むことを目的として実施している。平成31年宇都宮市成人式についても、成人教育の第一歩として教育的意義を持った事業となるよう取り組んでいく。

2 主催・実施機関

主催 宇都宮市・宇都宮市教育委員会

実施機関 宇都宮市成人式各中学校区会場実施委員会

3 平成 31 年成人式の実施概要

(1) 日時

平成 31 年 1 月 13 日 (日)

① 午前開催

受付	午前 9時30分～午前10時00分
成人式典	午前10時00分～午前10時20分
地域交流事業	午前10時20分～正午

② 午後開催

受付	午後 1時30分～午後 2時00分
成人式典	午後 2時00分～午後 2時20分
地域交流事業	午後 2時20分～午後 4時00分

(2) 成人式の内容等

① 成人式典

・目的

20歳を迎えた新成人の門出を、全市をあげて祝い、励ますもの

・内容

開式、国歌斉唱、宇都宮の歌斉唱、激励のことば(市長又は市長ビデオメッセージ)、お祝いのことば(市議会議長又は議長代理)、来賓紹介、誓いのことば(新成人代表)、閉式

② 地域交流事業

・目的

新成人の「地域社会の一員としての自覚」を促すとともに「地域に育てられたことへの感謝の気持ち」を育むもの

・内容

懇談会、地域の特性を活かした事業、地域の方への謝辞等

(3) 会場

25中学校区ごとの会場(ホテル・結婚式場 9施設25会場)

別紙参照

(4) 該当者

平成10年4月2日から平成11年4月1日の間に生まれた、本市住民基本台帳に登載されている者

※ ただし、本市出身者で市外に転出した等、本市の成人式への出席を希望する者も対象とする。

(5) 出席者推計

- ・ 該当者（当時の中学校卒業生数）
4,909人
- ・ 出席者（該当者×過去の出席率）
4,098人

(6) 来賓

- ・ 市長招待者
国会議員，県議会議員，市議会議員，市社会教育委員，市生涯学習センター運営審議会委員
- ・ 実施委員長招待者
各実施委員会で決定

(7) 運営体制

- ・ 実施委員会
中学校区ごとに実施委員会を組織し，成人式の企画運営を行う。
実施委員の構成は，当該中学校区内の新成人及び社会教育関係団体構成員等による（20名程度）
- ・ 事務局
各生涯学習センターが事務局を担う。

4 その他

- ・ 社会教育委員の皆様には，例年通り市長招待者として成人式にご出席をお願いしたいと考えております。
- ・ なお，ご出席いただく会場につきましては，招待状（12月上旬頃発送）に同封の出欠はがきにより，ご希望の会場をお知らせいただく予定となっております。

平成 3 1 年宇都宮市成人式 会場

中学校区など	該当者数	推定 出席者 数	成人式会場	
			午前開催	午後開催
一条中学校区	140	111		護国会館
陽北中学校区 栃木県立のざわ特別支援学校 栃木県立わかさ特別支援学校	210	183		ホテル東日本宇都宮
旭中学校区	182	148	護国会館	
陽南中学校区	291	244	宇都宮東武ホテルグランデ	
陽西中学校区 作新学院中等部 宇都宮短期大学附属中学校 文星芸術大学附属中学校 栃木県立盲学校 栃木県立聾学校 宇都宮大学教育学部附属特別支援学校	449	346		宇都宮グランドホテル
星が丘中学校区	264	218	宇都宮東武ホテルグランデ	
陽東中学校区 宇都宮東高等学校附属中学校	371	320	ホテルニューイタヤ	
泉が丘中学校区	220	175		ホテルニューイタヤ
宮の原中学校区	224	186	宇都宮グランドホテル	
清原中学校区 宇都宮海星女子学院中学校	262	205		ホテルマイステイズ宇都宮
横川中学校区	151	126		ヴィラドゥインターパーク
瑞穂野中学校区	89	74	宇都宮グランドホテル	
豊郷中学校区	211	181	ホテル東日本宇都宮	
国本中学校区	114	97		ホテル東日本宇都宮
城山中学校区	111	90		コンセーレ
晃陽中学校区 栃木県立富屋特別支援学校	62	92	ホテル丸治	
姿川中学校区	223	180	コンセーレ	
雀宮中学校区	207	182	ホテルニューイタヤ	
鬼怒中学校区	257	218	ホテルマイステイズ宇都宮	
宝木中学校区 宇都宮大学教育学部附属中学校	274	226		宇都宮東武ホテルグランデ
若松原中学校区	226	182		宇都宮東武ホテルグランデ
上河内中学校区	82	71	ホテルマイステイズ宇都宮	
古里中学校区	115	94	ホテル東日本宇都宮	
田原中学校区	93	80		ホテル東日本宇都宮
河内中学校区 栃木県立岡本特別支援学校	81	69	ホテル東日本宇都宮	

開催日	平成 3 1 年 1 月 1 3 日 (日曜日)	
開催時間	午前開催	午後開催
受付	午前 9 時 3 0 分 ~ 1 0 時	午後 1 時 3 0 分 ~ 2 時
式典等	午前 1 0 時 ~ 正午	午後 2 時 ~ 4 時

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議

- 今後の民法の成年年齢引下げを見据え、そのための環境整備に関し、関係行政機関相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するため、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 成年年齢引下げを見据え、対応が必要とされる個別の施策について、目標に向けた進捗状況の管理をする。
- 進捗状況を踏まえ、特に、省庁横断で検討が必要な個別の論点については、重点的に検討する。

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議

【構成】 議長：法務大臣
副議長：内閣官房副長官補
構成員：関係府省庁の局長級

【趣旨】 成年年齢引下げを見据え、環境整備が必要な個別施策の報告、所要の措置・進捗管理を行う

報告

進捗管理

テーマの例

若年者の消費者教育・消費者保護について

- 【主な論点】
- 学習指導要領の徹底
 - 消費者教育教材の開発，手法の高度化
 - 実務経験者の学校教育現場での活用
 - 教員の養成・研修
 - 大学等における消費者教育の推進
 - 若年者の消費者被害の状況等の把握，これを踏まえた対応
- 等

与信審査について

- 【主な論点】
- 若年者に対する返済能力，支払可能見込額の調査を一層適切に行う取組を推進
- 等

若年者自立支援について

- 【主な論点】
- 困難を有する子供・若者への支援
 - 自立支援の充実
 - キャリア形成支援
 - 学生アルバイトの労働条件確保対策，労働法に関する教育，周知啓発
- 等

仮に法案が成立した場合

改正民法の周知活動について

- 【主な論点】
- 適切な周知方法の検討
 - 若年者との意見交換の実施
 - 国民への浸透度の調査，調査結果の分析，活用
- 等

成人式の時期や在り方等について

- 【主な論点】
- 成人式の時期や在り方等について関係者との意見交換を実施
 - 関係者の意見や各自治体の検討状況を取りまとめ，それらの情報を発信
- 等

成年年齢の引下げに伴う成人式の時期や在り方等について

(主な論点)

● 現状

- ・成人式の実施については、法律による規定はなく、各市町村が主体となって検討を行い、「成人の日」の行事であるという趣旨を踏まえ、成人となったことを祝い励ます行事として、地域の実情に応じて企画・実施している。
- ・実施状況の調査はないが、自治体の公表資料を集約したところ、「成人の日」又はその前に20歳を対象として実施されているところが多い。【参考】

● 主な論点

- ・「国民の祝日に関する法律」における「成人の日」について、過去の制定経緯等を踏まえどう考えるか。
- ・成人式の対象年齢をどのように考えるか。
- ・成人式の企画・実施については、関係者が多岐にわたるが、どのように調整するか。

【参考】

1 成人式の開催状況（主に29年の状況について、公表している自治体の資料から集約）

開催日	実施地域数	割合	備考
1月（成人の日）	207	14.1%	
1月（その他）	1,040	70.7%	「成人の日」の前日の日曜日の他、1月1日～5日の実施もある。
8月	189	12.8%	8月14日～16日に実施が多数。
その他	35	2.4%	例) 4月1日、5月3日・4日、3月19日等。
計	1,471		

2 成人式の対象年齢（主に29年の状況について、公表している自治体の資料から集約）

対象年齢	実施地域数	割合
実施する年度に20歳になる	847	98.6%
実施する年の前年度に20歳になる（全員20歳以上）	12	1.4%

3 成人式の主催者について

主催	実施地域数	割合	備考
市町村教育委員会単独	248	25.6%	
首長部局単独	76	7.8%	
教育委員会と首長部局の共催	109	11.2%	
行政+新成人	263	27.1%	
新成人	182	18.8%	公募、中学校からの推薦など
その他（実行委員会等）	91	9.4%	例) 各ブロックの公民館・成人者と次年度成人者・成人者と高校生会など

※ 実施状況を公表していない都道府県も7県あった。自治体によっては公民館ブロック単位や合併前の市町単位で実施している例もあった。

（備考）「成人の日」の行事については、昭和24年、当時の文部省から次の内容の事務次官通知を発出している。

- 一 該当者の年齢については、民法並びに選挙法によれば満20歳、児童福祉法並びに労働基準法によれば満18歳となっているが、地方の慣習を尊重して成人として自覚を持ちうる適当な年齢層を対象として行事を計画すること。

成年年齢引下げに関連する国会における主な質疑(要約)

参考 1 - 3

1 成年年齢引下げについて

事項	質問内容	答弁内容
成年年齢の意義	成年と未成年を民法によって区別をしている根本的な意義や理由は何か。	民法上、成年年齢は、法律行為を単独ですることができる者の範囲や親権者の親権に服さなくなる者の範囲を定めるものであり、判断能力等が未熟であるために一定の保護が図られている未成年者と、経済取引等の場面でも一人前の大人として取り扱われる成年者とを区別し、民法上の取扱いを変えることとしている。(5月25日衆・法務委、法務省政府参考人)
成年年齢を引き下げる理由	民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることとした理由は何か。	若年者の積極的な社会参加を促すという観点から、18歳、19歳の者に、国民投票法の投票権及び公職選挙法の選挙権が既に与えられている。このような国政上の判断がされ、それが我が国の社会に定着してきたことを踏まえると、法制度としての一貫性や簡明性といった観点からは、市民生活の基本法である民法においても、18歳、19歳の者を経済取引の面で一人前の大人として扱うことが適当であると考えられる。また、世界的にも成年年齢を18歳と定めるのが一般的となっている。さらに、学習指導要領の改訂により、高等学校までの教育課程において、消費者教育、法教育及び金融経済教育の取扱いの充実が図られており、成年年齢を引き下げる環境整備も図られている。(4月24日衆・本会議、法務大臣)
成年年齢を引き下げる意義	今般の成年年齢の引下げの意義は何か。	成年年齢の引下げは、国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められ、国政上18歳以上の者を大人として見るとの判断がされたという政策的な流れの中に位置付けられるものであり、18歳、19歳の若者に参政権という権利を与えるとともに、私法上も大人として扱うことにより、これらの者が責任ある立場で積極的に社会に参加することを促進し、ひいては我が国の将来を活力あるものにするにつなげると考えられる。また、成年年齢の引下げにより、18歳、19歳の者は自ら就労して得た金銭などを自らの判断で使うことができるようになるほか、自ら居所を定めたり、また希望する職業に就いたり、未成年であることが欠格事由とされている様々な職業にも就くことができるようになる。これは、若者の自己決定権を様々な場面で尊重するものであり、若者にとって大きな意義がある。(5月31日参・法務委、法務大臣)

2 成年年齢引下げの環境整備について

(1) これまでに実施されてきた環境整備

事項	質問内容	答弁内容
平成21年の法制審議会答申の指摘事項	平成21年の法制審議会の答申の中でも、若者たちの自立を促す施策や消費者被害拡大への施策が実現される必要があると指摘されているが、政府はこのためにどのような施策を行ってきたのか。その効果は検証されたのか。	若年者の自立を促すような施策としては、平成21年に成立した子ども・若者育成支援推進法に基づき、若年者の育成支援施策の推進を図るため、平成22年7月に子ども・若者ビジョンを策定し、平成28年2月には、これにかえて新たな子供・若者育成支援推進大綱を決定した。こうした方針のもと、例えば、文部科学省によるインターンシップの促進等のキャリア教育の推進、厚生労働省による課題を抱える若者に対する各種の就労支援の実施といったキャリア形成支援などの施策が実施されてきた。消費者被害に対する施策としては、教育の面からは、平成20年及び21年の学習指導要領の改訂によって、消費者教育、法教育、金融経済教育等の充実が図られ、現在の高校生は既に改訂後の学習指導要領に基づく教育を受けている。また、今国会には、若年者を中心に発生する消費者被害事例を念頭に置いた取消権の創設等を内容とする消費者契約法の一部を改正する法律案が提出されている。(5月11日衆・法務委、法務省政府参考人) 成年年齢の引下げに向けた環境整備の施策には、各種の教育あるいは周知啓発活動など様々な施策が含まれており、その全体的な効果を定量的に検証するという事は困難である。したがって、その施策の全体的な効果について定量的な結果を得られるような検証は行っていない。しかしながら、消費者被害の拡大を防止するための施策としては、消費者教育の充実を図った学習指導要領に基づく教育が行われている。また、消費者庁の設置により消費者行政の一元化及び充実が図られている。これらの施策は、若者に対して直接的な効果を有する内容であると理解しており、消費者被害の拡大を防止するための施策についても相応の効果が上がっているものと判断している。(5月31日参・法務委、法務省政府参考人)

(2) 成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議について

事項	質問内容	答弁内容
連絡会議の概要	成年年齢の引下げは、多くの国民に影響を与えるものであって、広く様々な分野に波及するものであるため、政府一体となって環境整備に取り組んでいく必要がある。今般、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議が立ち上がったところだが、この連絡会議はどのようなものか。	成年年齢の引下げに向けた環境整備については、関係府省が連携して対応しなければ成果が上がらないことから、今般、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を開催した。これは、関係府省庁相互の密接な連携協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進することを目的とするもので、今後も継続的に開催することを予定している。この連絡会議は、若年者の消費者教育、消費者保護、与信審査、若年者自立支援など、成年年齢引下げを見据え、対応が必要とされる課題をテーマとして取り上げることとしている。このような体制により、関係府省庁が足並みをそろえて必要な施策を効果的に実施していくことができると考えている。(5月25日衆・法務委、法務大臣)
連絡会議の進捗管理方法、開催頻度	連絡会議の趣旨として、成年年齢引下げを見据え、環境整備が必要な個別施策の報告、所要の措置、進捗管理を行うとされている。この報告や進捗管理は具体的にどのように行っていくのか、連絡会議を開いて管理をするのか、そうであれば、この会議はどの程度の頻度で開催するのか。	連絡会議においては、個別の施策ごとに工程表を作成した上で、その実施状況を連絡会議の構成員である関係府省庁が相互に確認をし、施策の進捗状況を管理することを予定している。取り上げるテーマについては、今後必要に応じて追加することもあり得ると考えており、国会における御議論を十分に踏まえた形で更に検討していきたい。連絡会議は、年に数回程度開催することを予定しており、そのもとで幹事会を開催し、実務的な協議を行っていく予定である。(5月16日、25日衆・法務委、法務大臣)

(3) 消費者教育, 消費者保護, 消費生活相談体制の充実について

事項	質問内容	答弁内容
消費者教育の必要性について	成年年齢を引き下げれば、18歳、19歳の消費者被害が拡大、急増することは明らかだと思われるがどうか。	民法の成年年齢を引き下げた場合には、18歳、19歳の者は、民法第5条が規定する未成年者取消権による保護を受けることができなくなる。そのため、何らの対策も講じなければ、18歳、19歳の者の消費者被害が拡大するおそれがあると考えられる。(5月16日衆・法務委、法務省政府参考人) 消費者被害拡大防止については、これまでも政府として消費者教育の充実などの施策に取り組んできた。今後も平成34年4月1日までの期間を用いて関係省庁としっかり連携をし、更なる環境整備の施策の充実強化に取り組んでいきたい。(5月31日参・法務委、法務大臣)
現在までの消費者教育への取組	消費者教育の現状を問う。	文部科学省では、学校教育及び社会教育を通じて幅広い世代に対する消費者教育を推進している。小・中・高等学校では、平成20、21年の学習指導要領の改訂の際に、主に社会科や家庭科などの関連する教科において消費者教育に関する内容の充実を図っており、例えば、高等学校の授業において、高金利問題や多重債務問題などを扱い、消費者としての権利や責任について考察させること等の学習が行われている。大学等においては、各大学の自主的・自律的な判断により、例えば、消費者教育に関する授業科目等が開設されているほか、学生に対するガイダンスや学生相談等において消費者トラブルやその対処方法についての啓発などが行われている。社会教育においては、消費生活センターや弁護士会等と連携しつつ、公民館等の身近な場で幅広い年代の住民を対象とした消費者教育に関する講座が展開されている。(6月5日参・法務委、文部科学省政府参考人)
アクションプログラムについて	18歳以上の若者が成熟した成年として自立するためには、高校生の間に消費者教育を徹底するとともに、消費者保護の法律を充実させることで、取引経験が不足した若者であっても回復不可能な財産被害が起きないような環境を整えるのが政策論の本筋である。そのために、今後、高校生に、法教育の充実、消費者教育の充実、金融経済教育の充実をどのようにすすめていくのか。	成年年齢の引下げに向けて、法教育、消費者教育、金融経済教育を一層充実していくことが重要である。文部科学省では、本年2月に、消費者庁、法務省、金融庁と連携して「若年者への消費者教育に関するアクションプログラム」を決定し、2020年度までの3か年を集中強化期間とするなど、取組を推進している。具体的には、高等学校等において、社会科や家庭科など関連する教科の学習指導要領の趣旨の徹底を図ること、消費者庁作成の高校生向け消費者教育教材の活用を促進すること、実務経験者の外部講師としての活用を推進すること、教員養成、教員研修等の充実を図ること等を進めることとしている。また、大学等においても消費生活センターとの連携の促進などを行うこととしている。今後とも、関係省庁と連携し、法教育、消費者教育、金融経済教育の充実に向けて取組を加速していく。(5月30日参・本会議、文部科学大臣)
	18歳、19歳の若者を未成年者取消権による保護から外すことで、若者の消費者被害が増加するとの懸念が示されているが、この懸念にどう答えるのか。	消費者教育の充実は特に重要であることから、実践的な教材「社会への扉」を作成し、昨年度は徳島県の全ての高校でこれを活用した授業を実施した。さらに、本年2月には、文部科学省等の関係省庁と連携をして、2020年度までの3年間を集中強化期間とするアクションプログラムを決定し、「社会への扉」を活用した授業が全ての都道府県で行われることを目指す。このような取組を通じ、自立した消費生活を送ることができる若者を育成できると考えている。(5月11日衆・本会議、消費者担当大臣)
学校における消費者教育のための外部人材の活用	消費者教育を行うに当たっては、生徒・学生の記憶に残ることが重要であり、その点で、外部講師の活用は望ましいと考える。外部講師の活用の推進に当たって国としてどのようにバックアップするか。	消費者教育に関する知識や経験に基づく指導力を有する外部の人材を積極的に活用することにより、学校において実践的かつ効率的な消費者教育が期待できる。外部人材の学校教育現場での活用が進むように、学校とこれらの外部の人材の間に立って調整を行うことができる消費者教育コーディネーターという役割の人材を地方公共団体へ配置していきたい。(3月23日参・文科委、消費者庁政府参考人) 若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムに掲げているとおり、全ての都道府県の消費者教育コーディネーターの配置に向けた支援に取り組む。地方公共団体における消費者教育コーディネーターの配置が円滑に進むように、実態把握を進めるとともに、地方消費者行政強化交付金を活用して積極的に支援する。(5月11日衆・法務委、消費者庁政府参考人)
消費者契約法改正による消費者被害対策	平成21年の法制審議会の答申では、成年年齢引下げの法整備を行う条件として、消費者保護施策の充実を求めているが、政府は、今回の消費者契約法改正で十分と考えているのか。	今般の消費者契約法の改正により、不安をあおる告知や人間関係の濫用等によって締結された消費者契約に関する取消し権が追加されるが、これは、若年者を中心に発生している消費者被害事例等を念頭に置いたものであり、消費者教育の充実等の他の施策と相まって、十分な消費者被害への対策となるものと考えている。(5月30日参・本会議、法務大臣) 本改正案は、法制審最終報告書が指摘する、成年年齢引下げに対応した消費者保護施策ともなっているものである。具体的には、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上での情報提供を事業者の努力義務として明示をしている。また、社会生活上の経験の乏しさに着目して、不安をあおる告知や恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用を、取消しの対象となる不当な勧誘行為として追加をしている。更なる消費者保護政策については、消費者被害の状況等を勘案しつつ、必要に応じて検討してまいる所存である。(5月30日参・本会議、消費者担当大臣)
包括的な取消権の創設	成年年齢を引き下げるとしても、年齢を要件とする取消権を維持すべきではないか。	未成年者取消権は、未成年者が法定代理人の同意なく行った法律行為について、取引の種類などを限定することなく、原則としてこれを取り消すことができるとするものであり、未成年者を保護する機能を果たしてきた。もっとも、未成年者に対して契約等の取消権が付与されていることは、民法上、成年者と未成年者との最も重要な差異の一つである。したがって、成年年齢を引き下げるとすることは、18歳、19歳の若者が未成年者取消権を行使することができないとすることにほかならないのであり、成年年齢を引き下げることとしながら、18歳、19歳の若者が、年齢を要件とする取消権を引き続き行使することができることは、困難であると考えられる。(6月14日参・法務委、法務省政府参考人)
消費生活相談体制の充実	消費者被害相談体制の充実について、消費者ホットライン188の周知が重要であると考えられる。また、若者向けにはSNSを活用した相談体制の整備も必要ではないか。	1. 一元的な消費者相談窓口機能を整備することは、消費者庁設立以来の課題である。消費者ホットライン「188」は、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先を知らない消費者に近く消費生活相談窓口を案内し、相談の第一歩をお手伝いするもの。平成27年7月より共通の3桁番号「188」を運用しており、その周知は大変重要であると認識している。 2. 「188」の周知については、消費者庁ホームページ掲載・チラシの配布はもちろんのこと、政府広報や消費者庁ツイッターにおいても、個別の注意喚起を行う際には併せて行っている。 3. 新たな取組としては、4月22日、「沖縄国際映画祭」に、消費者庁として初めて参加し、「188」を中心にPR活動を行った。また、消費者月間の取組として、吉本興業株式会社と提携したPR動画の公開も予定しており、従来とは違った様々な取組を行っていききたい。 4. 若年者の消費者被害を防止するための実践的な消費者教育として、消費者庁において作成した教材「社会への扉」には、 ・話が違う！解約できるかな？と思ったら188へ ・これって、ネットトラブル？と思ったら188へ ・クレジットや借金で困ったら、まずは188へ ・製品やサービスで危ない！と思ったら188へと、具体的事例を記載し、注意喚起を行っている。 5. SNSなどの活用については、まずは消費者ホットライン188の周知を図り、若い世代も含めて「188」の利用の普及が重要と考えるが、メールによる相談等を取り入れている自治体もあり、今後も、時代の変化に応じて、消費者が適切に相談を行える環境整備について検討していく。(5月17日衆・消特委、消費者庁政府参考人)

(4) 与信審査について

事項	質問内容	答弁内容
貸金業者のキャッシング	貸金業法について、資力要件とその確認方法の厳格化を行うべきではないか。	貸金業者によるいわゆる消費者向けローンについては、貸金業法において、資金需要者に対する過度な貸付けを未然に防止するという観点から、いわゆる総量規制、さらに顧客の返済能力調査の義務づけ、契約内容の書面の交付義務などが規定されている。貸金業者がこのような貸金業法上の規定を厳正に遵守することが、若年者に対する過大な貸付けを未然に防止する上でまず重要であると考えており、金融庁では、検査監督を通じて、貸金業者における法令遵守を日ごろから確認している。また、自主規制機関である日本貸金業協会において、協会員に対する監査等を通じて法令遵守の実効性確保に取り組むとともに、貸金業者の中には、例えば若年者に対する貸付上限額を一定額に抑える、勤務先への在籍確認によって返済能力調査を実施するなどの取組を行っている業者もある。こうした状況を踏まえ、まずは協会や貸金業者による取組状況等を十分に把握して、より一層推進していくことが重要だと考えている。(5月25日衆・法務委、金融庁政府参考人)
銀行カードローン	貸金業法の適用を受けない銀行カードローンにも総量規制を導入し、若年者に対する審査を厳格化すべきではないか。	貸金業法上のいわゆる総量規制は、貸金業者のみが対象となっているが、銀行に対しては、監督指針において、過剰な貸付防止のための審査体制の構築について、着眼点を記載している。いわゆるこの銀行カードローンについては、低金利環境を背景に、近年、残高が増加しており、過剰な貸付けが行われているという批判もあるため、昨年3月、全国銀行協会が申合せを行い、銀行業界として、業務運営の適正に向けた自主的な取組を進めている。金融庁としては、昨年9月以降、融資残高の多い銀行を中心に立入検査を実施し、改善に向けた取組を促すとともに、結果を中間取りまとめという形で本年1月26日に公表した。検査立入り先以外の全ての銀行に対しても、現在、実態調査を実施しており、業界全体の業務運営の水準上げを図る取組を進めている。このような行政上の対応によって、業界全体の適切な業務運営の確立を図りたいと考えており、現時点では銀行を総量規制の対象とすることは考えていない。その上で、成年年齢の引下げに関しては、若年者に対する与信の提供であるため、例えば対面の契約の説明時などに契約内容をより丁寧に説明する、極度額の上限を設定するといったことによって、過剰な借入れとならないように配慮するような対応を業界に促しているところである。(5月25日衆・法務委、金融庁政府参考人)
クレジット利用	割賦販売法について資力要件とその確認方法を厳格化すべきではないか。	割賦販売法では、契約者が過大なクレジット債務を負担することを防止するため、クレジット事業者に対して、与信審査に際し、申込者がクレジット債務の支払に充てることが可能と見込まれる額を調査することを義務付け、当該額を超えるクレジット契約を締結することを禁止している。こうした与信審査に関しては、収入額の確認について書面を求めるべきである、あるいは5万円を超えるクレジットについては資力審査を行うべきであるといった指摘があるが、与信審査については、消費者保護とともに、消費者の利便性の観点、あるいはプライバシー保護の観点も含めて総合的に勘案していく必要があると考えている。なお、クレジット事業者の業界団体である一般社団法人日本クレジット協会の調査によると、学生など若年者に対しては、多くのクレジット事業者においてクレジットの限度額を少額に設定する取組を自主的に行っている。いずれにしても、引き続き状況やニーズを見極めていく必要があると考えており、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省連絡会議においても、クレジットに係る与信審査の厳格化に取り組むこととしている。割賦販売法の運用状況並びに業界の自主的な取組の状況を注視しながら、若年者を含めた消費者保護に万全を期していきたいと考えている。(6月12日参・法務委、経済産業省政府参考人)

(5) 若年者自立支援

事項	質問内容	答弁内容
若年者の自立支援	若者の社会における意識や自立を高める教育が非常に重要だと考えるが、どのように行われているか。	現在、文部科学省は、若者の自立支援に関する取組として、小学校からの起業体験や、中学校の職場体験活動、また高等学校におけるインターンシップの促進など、発達段階に応じた体系的なキャリア教育の推進を進めている。さらには、児童生徒の心のケアや、児童生徒を取り巻くさまざまな環境への働きかけを行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置促進による教育相談体制の充実、保護者への相談対応等の家庭教育支援の充実、総務省や法務省と連携した副教材の作成、配付などによる主権者教育や法教育の充実等を進めているところ。引き続き、文部科学省としても、関係省庁と連携して、更に推進していきたい。(5月16日衆・法務委、文部科学副大臣)
困難を有する子供・若者への支援の推進	18歳で親権が外れるということで、自立が困難な者に対する、身体的、精神的、経済的、社会的なサポートについて、どのように考えるのか。	厚生労働省としては、若年者の自立を支援するための施策として、キャリア形成支援や困難を有する子供、若者への支援を推進している。具体的には、ニート、フリーター等の若者の社会的、経済的自立に向けた支援として、地域若者サポートステーションやわかものハローワーク等において、就職実現に向け課題を抱える若者に対するきめ細かい就労支援等を行っている。学生アルバイトの労働条件確保対策、労働法に関する教育、周知啓発については、労働条件相談ほっとラインを設置し、夜間、休日の相談の受付を行ったり、ポータルサイトの運営を通じ、労働基準関係法令や事案に応じた相談先の情報提供などを行っている。また、社会的養護を必要とする方については、児童福祉法において、児童養護施設等への入所は20歳まで入所等の延長を可能にしているほか、児童養護施設等を退所した児童等に対する22歳の年度末までの必要に応じた支援などの自立支援を行っている。さらに、ひとり親家庭については、就業支援を基本としつつ、子供の居場所づくりなどの子育て・生活支援、学習支援など総合的な支援を進めている。これらの施策については、親権の対象年齢が引き下げられても支援の対象年齢は維持することとしており、これらの施策の一層の推進を通じて若年者の自立を支援してまいりたいと考えている。(5月31日参・法務委、厚生労働省政府参考人)
ワン・ストップ・サービスセンターの設置等	法制審の答申では、各種相談を受けられるようなワン・ストップ・サービスセンターを設置すべきとされているが、迅速に相談支援を受けるためには、初期段階でどこへアクセスすればよいのか。また、各種相談窓口の周知はどのように行っているのか。	政府が設置している窓口で若年者が必要な各種情報提供を受けたり、あるいは困ったときに各種相談が受けられる相談窓口としては、まず、地方公共団体が設ける子ども・若者総合相談センターがある。これは、平成30年4月1日現在で82の地方公共団体に設置されている。また、働くことに悩みを抱える15歳から39歳の無業の若者に対してサポートをする地域若者サポートステーションは、平成30年度時点で全国175か所に設置されている。さらに、正社員での就職を目指す若者、若年者を対象に様々な支援を専門的に行う公共職業安定所としてわかものハローワーク等があり、平成30年4月1日現在で、わかものハローワークは全国28か所、わかもの支援コーナー等は全国206か所にそれぞれ設置されている。引きこもりの状態にある者について支援を行うものとして、ひきこもり地域支援センターがあるが、これは、平成30年4月1日現在で全ての都道府県及び政令指定都市に設置されている。以上のうち、子ども・若者総合相談センターは、一般的に子供、若者の育成支援に関する相談に応じる窓口であり、ワンストップサービスと呼ぶことができるものと承知している。そのほかの窓口も、それぞれ就労、引きこもりといった分野に関するものではあるが、その分野においては、一つの場所で様々な相談が受けられるものである。これらの窓口の存在については、これまでも様々な形で周知が図られてきたところであるが、引き続き、成年年齢の引下げを見据えて、関係省庁と連絡しつつ、更に周知徹底を図っていきたい。(5月31日参・法務委、法務省政府参考人)
アダルトビデオ出演強要問題に対する認識と対策	成年年齢を引き下げた場合には、18歳、19歳の者にアダルトビデオへの出演を強要する契約が広がる可能性があるが、今後どのように対応していくのか。	アダルトビデオ出演契約を締結したとしても、その契約上の債務の性質上、少なくとも意に反して出演を強制される法的な根拠は存在しないと考えられる。また、契約が成立したとしても、公序良俗違反の主張、詐欺又は強迫、消費者契約法上の取消権、あるいは雇用契約における解除権等、違約金の支払義務を否定する各種の対抗手段があり、そのような請求を受けた場合には適切な第三者に相談することが重要である。適切な第三者への相談ということについては、政府としても、ホームページ等で徹底して周知活動を行い、また相談体制の充実などにも取り組んできたところであり、継続してしっかりと取り組んでいく必要がある。このように現行制度上も様々な対抗手段が存在するが、こうした対応のみで十分かどうかについては、政府として検討を続けなければならない喫緊の課題であると認識をしている。この点については、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省庁対策会議、また、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議での検討を通じて適切に取り組んでいくほか、法務省内に設置した性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループにおいて、この問題について取り上げ、政府の検討に資するべく取り組んでいきたい。(6月12日参・法務委、法務大臣)

3 周知活動について

事項	質問内容	答弁内容
成年年齢引下げの周知方法・対象者	民法一部改正法の施行まで、約4年もの期間を置いているが、この期間、どのようにして周知や若者の機運の醸成をしていくのか。	本法律案は、直接の対象となる18歳、19歳の若年者のみならず、その親権者等を含む国民全般に影響を与えるものである。そのため、法務省としては、施行日を平成34年4月1日として十分な周知期間を確保することで、その間に周知活動を徹底して行いたいと考えている。 調査方法等の詳細については現在検討中であるが、本法律案の成立後に、成年年齢を引き下げることの意味や、その時期、他の法律で定める年齢要件の変更の有無といった事項について、国民にどの程度浸透しているのか調査することを検討している。また、成年年齢の引下げについて若年者と意見交換を行う機会も設けたいと考えている。 これらの取組によって得られた結果を分析した上で、その結果を活用して効果的な周知活動を行いたいと考えている。 具体的な周知活動としては、現在の高等学校への進学率が、高等専門学校等への進学まで含めると約99%であることを踏まえ、引下げの直接の影響を受ける若年者に対して効果的に周知活動を行うために、高等学校等に対して、成年年齢の引下げの意味や、ほかの年齢要件がどのように変わるのかといった内容を周知するためのポスターやパンフレットを配布することを検討している。 そのほか、成年年齢の引下げは、直接の影響を受ける若年者のみならず、その親や取引相手となる企業等にも大きな影響を与えるものであるため、幅広く説明会を開始したり、各種のメディアを活用するといった形で国民一般に対する周知活動を進めていきたいと考えている。 なお、飲酒、喫煙年齢や公営競技関係の年齢など、改正法の施行により民法の成年年齢と異なることとなるものについては、社会的な混乱を避けるためにも、関係省庁と連携して手厚く周知活動を行う必要があると考えている。 このような取組を通じ、施行日までに、新たに成年と取り扱われる18歳、19歳の方々に大人としての心構えを持っていただくことができるよう努力していきたい。(5月16日衆・法務委、法務省政府参考人)

4 成人式

事項	質問内容	答弁内容
成人式の時期や在り方等に関する検討	成年年齢の引下げに伴い、従来は20歳の1月に行われていた成人式が、高校3年生の1月に行われることになり、時期的に妥当ではなく、また、着物業界など多くの関連業界に影響が出ると考えられる。成人式は各自治体が行うものであるが、このような事情を踏まえ、何らかの統一指針を示すべきではないか。	成人式については、現在、多くの自治体において、成人の日あるいはその前日に行われている。 この1月の第2月曜日の成人の日であるが、おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励ます日とされている。「おとな」の意味については、必ずしも民法の成年を意味するものではないと考えられるが、いずれにしても、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、また民法の成年年齢も18歳に引き下げられることとなれば、この成人式の対象とされる者の年齢も18歳に引き下げられることになる可能性がある。 その場合には、多くの者が高校3年生の時点で成年に達することとなり、高校3年生にとって成人の日は大学入試センター試験の直前であるため、その時期に成人式を実施すると受験生が参加しにくくなるのではないかとといった問題が指摘されている。 また、着物業界から、これまで成人式に着ていくための振り袖等の着物の売上げが一定程度見込まれていたものの、こうした売上げが落ちるのではないかと懸念も寄せられている。 成人式の実施等については、法律で定められているわけではなく、現在、各地方自治体の判断で行われているものであるため、政府として一律に、成年年齢の引下げに伴う成人式の時期、あり方等の見直しについて何らかの統一指針を示すことは、必ずしも適切ではない。 もっとも、成年年齢の引下げによって、實際上、成人式のあり方等に影響が及ぶことは避けられないと考えられるため、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議において、改正法案の成立後に成人式の時期やあり方等を検討課題として取り上げることが予定している。 政府としては、今後、関係者との意見交換などを通じて、関係者の意見や各自自治体の検討状況を取りまとめた上で適切に情報発信し、各自自治体はその実情に応じた対応をすることができるように取り組んでいきたい。(5月11日衆・法務委、法務省政府参考人)
成人の日の時期	成人の日を1月にしなければならない理由はあるか。	成人の日は、昭和23年に国民の祝日に関する法律、いわゆる祝日法が制定された際に、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を励ます日として、昔の元服や裳着にかわるものとして設けられたものであり、それらがかつて1月に行われることが多かったということから、当初は1月15日と規定され、その後ハッピーマンデー化により現在は1月第2月曜日と規定されているという歴史的経緯はあるが、1月にしなければならない理由はない。祝日法は、議員立法により制定され、これまでの改正も大半が議員立法によるものであることから、祝日法の改正に際しても、基本的には国会で十分御議論の上決定していただくべきものである。(5月16日衆・法務委、内閣府政府参考人)

5 養育費

事項	質問内容	答弁内容
引下げ後に決められる養育費の支払期間の終期への影響	成年年齢の引下げにより、養育費の支払期間の終期に影響はあるのか。	養育費の存否及びその具体的な内容は、子が未成熟で自ら稼働して経済的に自立することを期待することができない場合に、両親の経済状況等の個別の事情を踏まえて判断されるものである。 したがって、養育費の支払期間の終期につきましても、その子の置かれた家庭環境や大学進学の可能性など、その子が経済的に自立することが見込まれる時期といった個別の事情によって定められるものであり、成年年齢が引き下げられた場合にも、18歳という年齢で一律に画されることにはならないものと考えられる。(6月5日参・法務委、法務省政府参考人)
成年年齢の引下げ前に合意等がなされた養育費の支払期間の終期への影響	成年年齢の引下げは、引下げ前にされた養育費に関する合意又は審判に影響を及ぼすのか。	当事者が、子が成年に達する日が属する月まで養育費を支払うと合意をしていた場合には、この合意をした当時の当事者の意思を推測することになる。一般的には、その合意をした当時の成年年齢は20歳であるから、その当時、成年年齢に関する法改正があり得ることを想定して、それに連動させる意思を有していたというような例外的な場合を除き、成年に達するというのは20歳に達するという意味であると解釈するのが自然である。 また、当事者は、予測される子の監護状況、子に受けさせたい教育の内容、子が経済的に自立すると予測される時期等を考慮して、その後どれだけの期間養育費を支払う必要があるかを定めたと考えられるが、こうした事情は成年年齢が引き下げられたとしても変わるものではない。 したがって、一般的には、成年に達する日が属する月までという表現で合意した場合も、合意当時の当事者の意思は、当時の成年年齢である20歳まで養育費を支払うものであると考えられる。 法改正前に既に確定している養育費の審判で成年に達する日が属する月までとしているものについては、当事者間で争いが生じた場合、最終的には裁判所の判断によって解決することとなるが、一般的には、先ほど述べた施行日前の合意に関して答弁したところがほぼ当てはまるものと考えられる。(5月11日衆・法務委、法務省政府参考人)
養育費の支払期間の終期に関する問題に対する取組	成年年齢引下げに伴い、養育費の支払期間の終期に関する問題について、どのような取組を実施するのか。	養育費の取決めが適切に行われ、その取決めが確実に履行されることは、子の利益を図る観点から極めて重要である。こうした観点から、法務省では、平成28年10月から、養育費等の重要性について分かりやすく解説するとともに合意書のひな形を掲載したパンフレットを作成し、全国の市町村で離婚届用紙を取りに来た当事者の方への配付を行うなどの周知活動に取り組んできた。 なお、このパンフレットにおいては、養育費についての合意書の記入例として、現在でも支払期間の終期を子が22歳に達した後の3月までとする合意を記載しており、養育費が支払われるのは必ずしも子が未成年である場合に限定されるものではないことを前提とする記載としている。また、この記入例につきましては、法務省のホームページにも掲載している。 法務省としては、今後も、養育費の支払義務が生じるのは子が未成年である場合に限定されるものではないことについて、更に周知に努めていきたい。(6月5日参・法務委、法務省政府参考人)

6 その他

事項	質問内容	答弁内容
施行日	本法律案の施行日について、5年以上の周知期間が必要との指摘がある中で、施行日を平成34年4月1日にしたのはなぜか	この法律案においては、施行日を平成34年4月1日として、3年以上の周知期間を確保しているが、これは成年年齢の引下げが、18歳、19歳の若年者本人やその親権者のみならず、国民一般の生活に広く影響を及ぼすものであるため、相当長期の周知期間を設ける必要があること等を考慮したものの、もっとも、周知期間が長くなり過ぎると、改正法への国民一般の注目度が低くなり、差し迫った問題であると受け止めてもらうことができずに、かえって効果的な周知活動の妨げになるおそれもある。 この法律案の周知期間は、このような要素を総合的に考慮した上で定めたものであり、法務省としては、十分に合理的な期間であると考えている。(6月5日参・法務委、法務省政府参考人)
消費者団体、日弁連などの関係団体からの意見聴取の必要性	日弁連、消費者団体などから意見を聴取する場を設けるべきではないか。	成年年齢の引下げの環境整備の諸施策については、今後も引き続きしっかりと取り組む必要があると考えており、いずれにしても、その内容の周知等も含め大変大事であると思っている。 今後、消費者関連団体あるいは日弁連などからの意見聴取や意見交換の機会を設けるかどうかにつきましては未定であるが、今後の環境整備に向けた諸施策、周知を効果的なものとするために、さまざまな団体からの意見の聴取についても積極的に取り組んでいきたい。(5月11日衆・法務委、法務大臣)

「成年年齢下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」工程表

(2018年9月3日時点)

参考1-4

項目番号	項目名	施策内容	担当府省庁	現在までの取組	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
若年者の消費者教育・消費者保護について								
1	若年者への消費者教育に関する関係省庁間の連携の推進	「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の推進	消費者庁 文部科学省 法務省 金融庁	実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(4省庁関係局長連絡会議決定)(4省庁関係局長連絡会議決定)を2018年2月20日に決定。	実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(4省庁関係局長連絡会議決定)に基づき、関係省庁が緊密に連携して各種取組(下掲2ないし10など)を推進【2018年度から2020年度までが集中強化期間】		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
2		学習指導要領の徹底	文部科学省	学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進するほか、法教育、金融経済教育等も充実。全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、新しい高等学校学習指導要領の趣旨の徹底を図った。(平成30年7月)【文部科学省】	学習指導要領の周知・徹底			
3	高等学校等における消費者教育の推進	消費者教育教材の開発、手法の高度化	消費者庁 文部科学省 法務省 金融庁	消費者庁で平成28年度に高校生向け教材を作成。平成29年度は、徳島県の全高校で教材を活用した授業を実施。平成30年度以降の実施に向け、地方公共団体への働き掛けを行っている(平成30年度内実施が決定:茨城県、静岡県、奈良県、和歌山県、徳島県、愛媛県)。【消費者庁】 全国の教育委員会関係者や校長、教員等が集まる会議、研修等において、「社会への扉」を周知し、活用の推進を図った。【文部科学省】 現在作成中の高校生向け法教育教材において、「私法と契約」の項目を設け、消費者保護にも触れるなど、消費者教育の観点をも踏まえ、作業を進めている(平成30年度中に完成予定)。【法務省】	実践的な能力を身に付ける教材「社会への扉」を活用した授業の実施の推進等 (目標:「社会への扉」を活用した授業を2020年度には全ての都道府県で全高校で実施)		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
4		実務経験者の学校教育現場での活用	消費者庁 文部科学省 金融庁	「学校における消費者教育の充実について」(平成28年4月28日消費者教育推進会議提案)等を踏まえ、消費者教育の推進に関する基本方針の変更において、消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた支援を行うことを記載。「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ(平成30年6月)において、消費者教育コーディネーターの役割等が提示された。【消費者庁】	消費者教育コーディネーターの育成・配置等による実務経験者の学校教育現場での活用の推進 (目標:2020年度には全ての都道府県で消費者教育コーディネーターを配置)		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
5		教員の養成・研修	消費者庁 文部科学省	若年者の消費者教育分科会において、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組について検討を行い(平成30年6月取りまとめ)、消費者教育推進会議での報告・意見聴取を踏まえ、今後の取組方針を決定。【消費者庁】	若年者の消費者教育分科会において取りまとめ	消費者教育推進会議における審議を踏まえ、取組を推進		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
6		大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う	消費者庁 文部科学省	大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、被害事例に関する情報共有を実施。	学生に対するガイダンス等での指導・啓発を推進		目標:全ての大学で指導・啓発を実施	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
7	大学等における消費者教育の推進	大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する	消費者庁	大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施。	大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携のための体制整備に関する支援の方策を検討、実施し、出前講座等の推進を図る		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
8		大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及	金融庁	大学において、金融関係団体と連携し、金融リテラシーに関する講義を実施。	金融関係団体(金融広報中央委員会等)と連携して、安定的な資産形成等に資する金融教育のための教材の作成など、必要な施策を推進。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
9	消費者教育の推進に係るその他の取組	消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置	消費者庁	「消費者教育推進計画」は47都道府県、18政令市で策定済。「消費者教育推進地域協議会」は46都道府県、18政令市で設置済。	消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置 (目標:全ての都道府県・政令指定都市で策定・設置)		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
10		大学等及び社会教育における消費者教育の指針の見直し	文部科学省	平成22年度作成の「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」について、文部科学省の消費者教育推進委員会において、同指針を見直し、改訂した。(平成30年7月公表)	消費者教育推進委員会において見直し、改訂	大学等及び教育委員会へ周知		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
11	消費者保護施策の検討	若年者の消費者被害の状況等の把握、これを踏まえた対応	消費者庁	・第196回通常国会(平成30年1月~)において、消費者契約法の一部を改正する法律(社会生活上の経験不足を不当に利用した勧誘行為に対する取消権の追加など)が成立。(6月8日) ・有識者による「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」を開催し、消費者被害に遭う要因等について、主に心理的観点から調査・分析を実施中。	若年者の消費者被害の状況等の把握、これを踏まえた対応			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省庁	現在までの取組	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
与信審査について								
12	貸金業における貸付・信用供与の健全性確保	若年者に対する返済能力の調査を一層適切に行う取組を推進	金融庁	貸金業者による自主的な取組として、以下の取組を実施。 ・若年者の利用限度額を低く設定している例あり ・年収証明の提出義務がない場合であっても、在籍確認などにより、返済能力を調査 ・詐欺被害防止の取組（HP、自動契約機画面、リーフレットなどで啓発。オペレーターから注意喚起） 日本貸金業協会を通じて、大手貸金業者21社（全貸金業者の消費者向無担保貸付残高のうち、72.1%をカバー）に対し、若年者・未成年者への貸付の実態把握のための調査を実施。 銀行カードローンについても、全国銀行協会において、若年者・未成年者向けの貸付の実態調査を実施。 成年年齢引下げに向けて当庁から業界に対し、若年者に対する与信の提供に際しては、例えばより丁寧な契約内容の説明や、利用限度額の上限設定等の対応を促す。				若年者に対する返済能力の調査をより一層適切に行う事業者の自主的な取組を推進。 引き続き、成年年齢引下げに向けた業界の貸付方針・取組状況等を把握の上、必要な対応について業界と議論。
13	クレジット取引における信用供与の健全性確保	若年者に対する支払可能見込額の調査を一層適切に行う取組を推進	経済産業省	制度として支払可能見込み額の調査を実施するとともに、クレジット業界により自主的な以下の取組を実施。 ・クレジット教育支援活動の強化（全国400の高校に教材を無料配布、教員向けの勉強会、教育機関への講師派遣等） ・消費者への理解促進活動の促進（大学780校にパンフレット配布、啓発キャンペーンの実施等） ・未成年者からクレジット契約の申込を受ける場合、当該未成年者の親権者に同意を得ることを求める 日本クレジット協会を通じて、包括クレジット業者254社・個別クレジット業者146社に対し、若年者・未成年者との契約の実態把握のための調査を実施。				若年者に対する支払可能見込額の調査を通じた過剰と信防止措置を適切に行うとともに、普及啓発活動を通じてより一層消費者被害対策を推進。 引き続き、成年年齢引下げに向けた業界の方針・取組状況等を把握のうえ、必要な対応について業界と議論。
若年者自立支援について								
14	キャリア形成支援	将来の在り方・生き方を主体的に考えられるキャリア教育推進事業	文部科学省	小学校からの企業体験や中学校の職場体験活動、高等学校におけるインターンシップの促進など、発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進				成年年齢の引下げに伴う状況変化を踏まえつつ、学校におけるキャリア教育を推進
15		ニート・フリーター等の若者の社会的・経済的自立に向けた支援	厚生労働省	・地域若者サポートステーション・わかものハローワーク等において、就職実現に向け課題を抱える若者に対するきめ細かな就労支援等を実施。 ・ひきこもり地域支援センター等において若者を含むひきこもりの方に対する相談支援、関係機関と連携した訪問支援を実施				引き続き、これらの施策を推進し、子ども・若者のキャリア形成を支援
16	学生アルバイトの労働条件確保対策、労働法に関する教育、周知啓発	学生アルバイトの労働条件確保対策	厚生労働省	・「労働条件相談ほっとライン」を設置し、夜間・休日の相談を受け付けている。 ・「労働条件ポータルサイト」の運営を通じて、労働基準関係法令や事案に応じた相談先等の情報提供を行っている。				引き続き、「労働条件ポータルサイト」の内容を充実し、周知するとともに、「労働条件相談ほっとライン」の周知に取り組む。
17		労働法に関する教育、周知啓発	厚生労働省 文部科学省	若い世代の働く方を対象とした、労働法制についての分かりやすいハンドブックの作成や大学・高校等に対する講義の実施等による労働法の基礎的な知識の周知				引き続き、労働法の基礎的な知識の周知の推進

項目番号	項目名	施策内容	担当府省庁	現在までの取組	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
18	困難を有する子供・若者への支援の推進	子ども・若者育成支援推進法を踏まえ、地方公共団体における「子ども・若者支援地域協議会」「子ども・若者総合相談センター」の設置の推進	内閣府	地方公共団体における「子ども・若者支援地域協議会」「子ども・若者総合相談センター」の設置を推進。	地方公共団体における「子ども・若者支援地域協議会」「子ども・若者総合相談センター」の設置を引き続き推進。			
19		スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの配置拡充	文部科学省	平成28年度実績では、スクールカウンセラーを22036校に、スクールソーシャルワーカーを実人数で1780人配置し、児童生徒の心のケアや、児童生徒を取り巻く様々な環境に働き掛けるなどとして教育相談体制の充実を図っている。	スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの配置拡充に向けた取組を実施。	スクールカウンセラーを全公立小中学校(27500校)に、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)配置する予定	スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの配置拡充に向けた取組を引き続き実施。	
20		家庭教育支援	文部科学省	①地域人材を中心とした家庭教育支援チームなどによる、身近な地域における家庭教育に関する学習機会の提供や保護者への相談対応、②課題を抱えた保護者に対する訪問型家庭教育支援などを推進。	引き続き、関係省庁と連携しながら、家庭教育支援に関する取組を推進			
21		ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもへの支援	厚生労働省	・子どもの居場所づくりなどの子育て・生活支援、学習支援などの総合的なひとり親家庭支援を実施 ・生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施	引き続き、これらの施策を推進し、困難を有する子ども・若者の自立を支援			
22		社会的養護における家庭教育の推進及び自立支援	厚生労働省	・特別養子縁組や里親等の家庭養育を推進 ・児童養護施設入所児童等に対する学習支援などを実施 ・児童養護施設等を退所した児童等を対象に、必要に応じて、22歳の年度末までの間、日常生活上の援助や生活指導、就業支援などを行う社会的養護自立支援事業や児童自立生活支援事業(自立援助ホーム)を実施	引き続き、これらの施策を推進し、困難を有する子ども・若者の自立を支援			
23	社会形成への参画支援	主権者教育	総務省 文部科学省	全ての高校生等に副教材を作成・配布するほか、大学等の入学時におけるオリエンテーション等を通じた学生への啓発活動等の実施により、主権者教育の充実を図っている。	引き続き、発達段階に応じた主権者教育が実施されるよう取り組む。			
24		法教育	法務省 文部科学省	社会生活における法やきまりの意義等を身に付けることができるよう、学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る(上掲2)ほか、副教材の作成や出前授業等を実施。	引き続き、発達段階に応じた法教育が実施されるよう取り組む。			
25	アダルトビデオ出演強要問題に関する対策の推進	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく広報啓発等の推進	内閣府 他関係省庁	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月、関係府省対策会議決定)に基づき、政府一体となって、更なる実態把握や取締り強化、教育・啓発、相談体制整備等の取組を実施。	・引き続き、「今後の対策」に基づき、更なる実態把握や取締り強化、教育・啓発、相談体制整備等に取り組む。 ・その他、成年年齢引下げに伴う対応が必要となる場合には、関係府省庁と連携し、必要な取組を実施。			
改正民法の周知活動について								
26	改正民法の周知活動について	国民への浸透度等を調査	法務省			浸透度等の調査	上記の結果や各施策の実施状況を踏まえ、更なる調査の実施を検討	
27		若年者との意見交換の実施	法務省 他関係府省庁			若年者との意見交換の実施	上記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
28		適切な周知活動の実施	法務省 他関係府省庁				上記の結果を生かした周知・広報及び消費者教育をはじめとした各施策等への活用	
成人式の時期や在り方等について								
29	成人式の時期や在り方等について	成人式の時期や在り方等について関係者との意見交換、取りまとめた情報の発信	内閣府 法務省 文部科学省 他関係府省庁			成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議の下に設けた成人式の時期や在り方等に関する分科会において、関係者との意見交換を行い、関係者の意見や各自治体の検討状況の取りまとめを行う。	取りまとめた情報について、各自治体に発信	

第 49 回関東甲信越静社会教育研究大会長野大会 参加報告

(参加者：生涯学習課 泉 志帆, 田井 邦洋)

1. 大会概要

(1) 大会スローガン

信州で 出会い・ふれあい・学び合い
 ～皆で語ろう 地域づくりは人づくり～

(2) 研究主題

連携・協働による未来志向の社会教育のあり方を考える
 ～持続可能な地域コミュニティを目指して～

(3) 開催趣旨 (要約)

- ・今日の社会は、様々な課題に直面している。
- ・これまでも社会教育は、それぞれの地域において、多様な学びの機会づくりや地域コミュニティの維持形成に努めてきた。
- ・今日の社会の状況を考えると、これまで以上の人々の学びや地域づくりの取組が必要であり、これまでのつながりを超えた幅広い連携・協働が求められている。
- ・本大会は公民館や社会福祉協議会等と連携し、新たな社会教育の可能性を考える契機と考えた。
- ・大会スローガンのもと、持続可能な地域コミュニティを築く、あるいは築き直すうえで未来につながる社会教育のあり方について研究協議することを趣旨とする。

(4) 大会日程

【1日目】平成30年11月15日(木) 全体会 ホクト文化ホール

12時30分～17時10分

歓迎セレモニー：真田勝関太鼓 (さなだかちどきだいこ)

開会行事：主催者挨拶, 来賓祝辞

基調講演：東京大学 名誉教授 佐藤 一子 (さとう かつこ) 氏

パネルディスカッション：コーディネーター

信州大学 教授 西 一夫 氏

閉会行事：時期開催県(埼玉県)挨拶とPR, 主催者挨拶

【2日目】平成30年11月16日(金) 分科会 長野バスターミナル会館ほか

9時30分～12時10分

※第1分科会及び第2分科会に参加

<第1分科会> 学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育のあり方
 ～次世代の学校・家庭・地域の

連携・協働について考える～

<第2分科会> 公民館活動と社会教育のあり方

～古くて新しい公民館活動をヒントに

持続可能な地域づくりについて考える～

2. 基調講演

- (1) 演題 「人と地域が育つ社会教育の役割」
- (2) 講師 東京大学 名誉教授 佐藤 一子（さとう かつこ）氏
- (3) 講演概要

○はじめに 問題提起

地域に目を向け、「人が育ち合う地域社会」を取り戻すことができるか

○Ⅰ 「共に育つこと」をめぐる現状

- ・ 地域のつながりの衰退や貧困の連鎖により、自立できない大人・ひきこもりの増加、その親の高齢化
- ・ 経済的に困難を抱え孤立する高齢者
- ・ 6割の若者が大学進学等の際に地域を出ていく。
- ・ 働き続ける高齢者が地域とどうつながるか、地域の担い手について、これまでと違った課題が出る。
- ・ 外国人労働者の受け入れと向き合わなければならない。家族をどう支えるか。日本語、生活習慣、コミュニティへの参加、人権 → 社会教育の役割

○Ⅱ 社会教育の学びの価値の再認識

- ・ 日本は戦後70年、社会教育を続けてきた
- ・ 学校の教育だけでは、平和で有意義な社会は作れない。自己教育・相互教育 → 社会教育の理念
- ・ 文科省の組織再編 → 社会教育施設の体系が維持されるか
- ・ PTAや自治会、子ども会のあり方、連携・協働の模索 → 「みんなが参加するのが当たり前」という意識が薄れてきた

○Ⅲ 地域課題解決学習の取組み事例

- ・ 岩手県遠野市：市民350人で作り上げる『遠野物語ファンタジー』の取組
→ 昔話を題材とする市民参加の創作劇
公募で市民20～30人の制作委員、曲も創作、中高生が演奏、子どもたちも参加
- ・ 埼玉県ふじみ野市：NPO法人ふじみの国際交流センターの取組
→ 公民館の日本語教室ボランティアグループからNPO法人化
行政、学校、社会教育施設、病院等と連携、ネットワーク形成
7か国語で生活ガイド作成・送付、DV被害者支援（駆け込み寺）、不就学・不就労者の支援（パソコン、日本語など）

○むすび 社会教育の可能性を耕す

- ・ 学校の外での異世代交流、体験学習を通じて、グローバルな（グローバルとローカルを併せ持った）視野を若者たちが持つことが大事

3. パネルディスカッション

(1) テーマ 連携・協働による未来志向の社会教育のあり方を考える

～持続可能なコミュニティを目指して～

(2) コーディネーター 信州大学教育学部 教授 西 一夫 氏

(3) パネリスト ①長野大学社会福祉学部社会福祉学科 特任教授 小岩井 彰 氏
②大阪教育大学教育学部教育協働学科 教授 新崎 国広 氏
③松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科 教授 白戸 洋 氏
④長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 企画幹 木下 巨一 氏
⑤長野県社会教育委員連絡協議会 会長 小池 玲子 氏

(4) コメント概要

①小岩井 彰 氏

- ・子どもたちには、「人間が大好きで、飯が食える大人」になってほしい。
- ・学校を開くためには、学校だけでなく地域も、両方が開くことが大事
- ・AI, ロボットなどが発展していく中で、人として原点回帰しないといけない。人とつながる面白さ、人の気持ちを汲み取ることは人にしかできない。
- ・学校の教員は子どもたちのために必死になっている。地域と、子どもの成長を喜び合える、育ちを確認し合える関係を築いてほしい。

②新崎 国広 氏

- ・是非、助け上手、助けられ上手になってほしい。助けられ上手とは、自己理解をして、誰と連携すればいいかを理解しているという事。
- ・今までの自立は、「自分の事は自分で、他人に迷惑をかけない。」だった。これからの自立は、「自分にできる事は自分で、できない事は誰かの力を借りてでも生き抜く」ということ。
- ・「for」から「with」へ。「～のために」はしんどい。「～と一緒に」と考えていきましょう。

③白戸 洋 氏

- ・「地域の若者を 地域で育てて 地域に返す」
- ・学生が地域に出ていく事は、地域貢献ではなく、地域の人に迷惑をかけることというスタンス。でも、これからの地域を背負って立つ若者を一緒に育てましょう、という意識を共有すること。
- ・子どもの頃から地域の人たちと出会っていない若者は、地域で居場所をつくれな。小さな依存関係を網の目のように作りましょうと伝えている。

④木下 巨一 氏

- ・先生の表情が変わる瞬間。地域人教育で公民館主事が関わり、先生の気付かなかった、その子の良さを共有したとき。
- ・高校生が伸びるスイッチ「手本の大人がいること」「心を許せる友人がいること」「誰かの役に立った実感があること」「そういう経験を誰かに話すこと」

⑤小池 玲子 氏

- ・「学校現場の教員が一番地域を知らない」と言っている先生がいた。生まれ育った地域ではない、異動してきた地域。知らないから自信をもって地域に出られない。でも、地域の人とフランクに話ができるようになれば、沢山の情報が入ってくるはず。
- ・社会教育は「心を育てる」教育。生まれたときから、お腹の中から始まる。
- ・みんなで支え合って、思いやり合って生きていける地域が作れるといい。

4. 分科会

<第1分科会>

- (1) テーマ 学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育のあり方
～次世代の学校・家庭・地域の連携・協働について考える～
- (2) ファシリテーター 長野大学社会福祉学部社会福祉学科 特任教授 小岩井 彰 氏
- (3) 実践事例発表

①【千葉県鋸南町】発表テーマ：次世代を担う子供たちの健やかな成長を育む

○社会教育委員の取り組み

- ・平成28年11月「ふるさと子どもアンケート」の実施（小5～中3）
⇒あなたが町長なら何をする？→①公園をつくる ②イオンをつくる
…自然はいっぱいだが、山も海も「危ないから遊んじゃダメ！」
- ・アンケートを踏まえた提言書を作成・提出（平成29年3月）

○提言書を受けての教育委員会の取り組み

- ・平成29年9月より「地域学校協働本部」により「放課後子ども教室」開始
- ・子育て広場新設（内閣府補助金を活用し、公民館調理室を改修）
- ・町独自予算で専門性の高い社会教育主事を配置（教員で国の機関経験者） など

○所感

- ・自然豊かな町であっても、海も山も危ないから遊んではいけない、安心して遊べる場所がない、という状況であることに驚いた。
- ・社会教育主事が社会教育委員と協働しながら、精力的に地域の様々な能力・技術をもつ地域住民に声をかけ、交流の輪を広げていて、宇都宮市とは人口規模など環境は異なるものの、見習うべき姿勢であると感じた。

②【長野県長野市】発表テーマ：地域と学校が連携した松代のまちおこし

○実践の経緯

- ・松代小学校は、クラブ活動を地域の方々とともに学ぶ時間として位置づけた。また、松代中学校から「総合的な学習の時間」の「まつしろを知る」学習に「エコー・ド・まつしろ倶楽部」へ協力要請があったことを機に、「小中学生による観光ボランティア」活動の取組に発展した。

○小学生の活動

- ・「エコー・ド・まつしろ倶楽部」会員をはじめとする地域の人々が講師となり、様々な面から「松代」を学び、松代の伝統文化・芸能を継承しようとしている。

○中学生の活動

- ・家庭や中学校の協力のもと、地域の各種行事にボランティアとして参加。大人のボランティアと一緒に観光客の案内などをおこなっている。

○所感

- ・ボランティア活動の中で、中学生たちが、家庭でも学校でも見せない一面を見せ積極的に自ら考えて行動している、その姿を見て、保護者も先生も地域の方々も子どもの成長を共有し喜び合う、という良いサイクルができていて、参考になる取組であると感じた。

③【長野県高山村】発表テーマ：学校・家庭・地域をつなぐ わくわく村

○実践の経緯

・子どもたちに関わる問題が多岐にわたる状況を危惧し、平成14・15年度のPTA役員等が中心となり、地域全体で子どもを育てようと、行動をおこした。

○わくわく村の誕生

・平成15年に小学校授業公開日に合わせ「親子わくわくデー」を実施。そば打ちや大正琴など19講座を開催した。この経験を生かし、1日の開催を半年に亘る開催とするなど、形態を一新し「わくわく村」とした。

○社会教育委員の関わり

・子どもたちのニーズの把握、地域住民の声を反映するなど「わくわく村運営委員会」の構成員として企画に参画。事務局として全体をコーディネートする。
・保護者へのアンケート結果をとりまとめ、保護者に配布する。

○所感

・保護者は皆忙しく、その中で親子の活動としているために厳しい意見もあるが、日頃忙しいからこそ、子どもが何かをやり遂げる姿を見てほしいし、子どもに一生懸命やる大人の姿を見せてほしい、という想いを伝えながら15年続いているという話があり、事業継続には運営側の想いを伝えることも大切なのだと感じた。

<第2分科会>

(1) テーマ 公民館活動と社会教育のあり方

～古くて新しい公民館活動をヒントに持続可能な地域づくりについて考える～

(2) ファシリテーター 長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 木下 巨一 氏

(3) 実践事例発表

①【千葉県千葉市】発表テーマ：公民館の役割と指定管理者制度

○実践内容

・「市民ニーズの多様化」「地域コミュニティの希薄化」「施設の老朽化」の現状
⇒市民サービスの向上と管理運営の効率化を目指し、平成30年4月から全公民館（47館）一括で指定管理者制度を導入し、指定管理者として公益財団法人千葉市教育振興財団を指定した。
・指定管理者導入のメリット：多様な主体と連携した多様な学習機会の提供、職員の継続による経験・ノウハウの蓄積、運営にかかる経費の効率化

○課題

・適切な管理運営のチェック（モニタリング及び評価）
・職員資質の向上（社会教育主事資格の取得、企画力の向上など）
・市と密接に連携した防災体制の構築

○所感

・指定管理者制度を導入することで公民館職員の継続性が向上し、職員の経験や知識が蓄積できる、地域とより密接な関係が構築できるという話は、宇都宮市でも課題に感じる部分であるため参考となった。

②【長野県上田市】発表テーマ：夏休み上野が丘わいわい塾

○実践内容

- ・子どもたちの仲間づくり・居場所づくり，地域への愛着，大人同士の交流などを目的に，4日間の体験学習「夏休み上野が丘わいわい塾」を開催
- ・地域の大人や学生ボランティア等，中学生から80代まで100人以上が運営スタッフとして参加
- ・小学生で参加していた子どもが，中学生になりボランティアとして参加し，リーダー役として活躍する，いいサイクルが生まれている。

○課題

- ・今後も継続するための仕組みづくりや，地域ボランティアの高齢化が課題

○所感

- ・様々な活動を行うためには，そのための運営側のスタッフも必要であり，この講座では運営スタッフとして学生から地域の人まで大勢の幅広い年代の方が関わっているが，その人たちを集めるためには，社会教育指導員の方が地域の様々なところで声をかけ，人を集め続けたという話があり，地域に出て，地域の人とつながりを作ることの重要性を改めて感じた。

③【長野県王滝村】発表テーマ：子ども大人がともに“心育ち”

○実践内容

- ・子どもたちと村民，みんなが一緒に人権学習する場として，平成25年5月から「わくわく人権樹業」を実施（※「樹」＝王滝村のヒノキを表している）
- ・子どもたちや保護者，先生，地域の人々が，それぞれの立場や経験から意見を出すことで，考えの違いが価値付き，明るく楽しい地域づくりにつながる。
- ・人権樹業の最後に毎回振り返りを行う時間が，地域の人々が子どもたちの事を理解できるなど，“気づき”と“学び”の場となっている。

○課題

- ・地域の間年齢層の参加
- ・ファシリテーター役を担う人材の育成
- ・地域住民だけでなく，企業と連携することで事業を広げていきたい。

○所感

- ・地域の人も巻き込みながら，子どもたちに基本的な人権を伝えていく良い取組だと感じた。
- ・年に1，2回は学校の授業の中でも時間をいただいているとのことで，学校と密に連携して実施しているのだと感じた。
- ・人口約700人，村民同士はみんなが顔見知りという地域であり，宇都宮市とは地域の規模が大幅に違うため，本市において実施するためには手法の検討が必要であると感じた。



善光寺本堂（長野市）
©善光寺

第49回 関東甲信越静 社会教育研究大会長野大会

(兼)第28回長野県社会教育研究大会

期日 平成30年11月15日**木**～16日**金**

全体会 ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）

分科会 長野バスターミナル会館、JA長野県ビル、長野市生涯学習センター

大会実行委員長挨拶

第49回関東甲信越静社会教育研究大会長野大会実行委員会

実行委員長 小池 玲子



第49回関東甲信越静社会教育研究大会長野大会、第28回長野県社会教育研究大会の開催にあたり、実行委員会を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多用の中、ご臨席賜りましたご来賓の皆様、関東甲信越静各地区の社会教育委員、公民館、社会福祉協議会をはじめとする社会教育・地域福祉関係者、そして社会教育・福祉教育・生涯学習・地域づくりに関わっておられる多くの皆様のご参加をいただき、本大会が盛大に開催できますことに主催者を代表して心からお礼申し上げます。

本大会実行委員会では、長野県の特徴を生かし、長野県らしさが見え、おもてなしの心があふれる大会にしたいと準備を進めてきました。また、今日の社会において人口減少、自然災害、貧困、虐待等、様々な社会課題を抱える中、地域で暮らす子どもやその父、母、若者、お歳を召した方々、障がいや生きにくさを感じていらっしゃる方、そのお一人お一人が、安心して、心豊かに、皆でお互いを愛しみ、支え合って暮らせる地域社会を築いていく。その課題解決に必要な社会教育を学びあう大会にしたいと考えました。

これまで社会教育は地域に暮らす人々に交流する場の提供や様々な学習機会の提供など人づくりをとおして地域コミュニティの形成に少なからず貢献してきましたが、さらなるこの多様で多彩な地域課題の解決のために、全国各地で開催されます社会教育研究大会では初めて、地域の実情に精通し、課題解決にむけた地域福祉の担い手である長野県社会福祉協議会等との共催で開催することになりました。

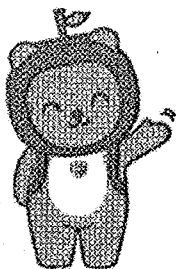
長野県内にも多くのまちづくり、地域づくり、ボランティアや市民活動を展開している団体がありますが、これまではなかなか一堂に会しその活動を知る機会が無かったと思います。活動見本市での活動紹介は皆様に新たな出会いや気づきを提供し、皆様のこれからの活動の参考と希望の芽生えになると思います。

さらに、本大会は運営費用の一部を県内の企業や団体、個人の皆様に支援していただきました。各地区の理事を先頭に各市町村の社会教育委員が行政の助けをいただきながら企業等に出向いて大会の概要を説明する機会を得、社会教育の意義、社会教育委員の活動等を説明し、多くの皆様から協賛をいただく事ができました。これからは、企業の方々とも、共に学び合う機会や繋がりを大切にしたいと考えます。

私は「社会教育」は心を育む教育だと思っています。本日ご参会の皆様お一人お一人がそれぞれの目指す地域社会を思い描き、「信州で 出会い・ふれあい・学びあい ～皆で語ろう 地域づくりは人づくり～」のスローガンのもと、志を分かち合い、今まで以上の多様な連携や協働の在り方を考え、実践に繋げる事が課題解決への糸口だと確信し、その成果を期待したいと思います。

結びに、本大会の開催にご尽力いただきました皆様、共催、協賛協力をいただきました企業・団体・個人の皆様に深く感謝申し上げますとともに、ご参会の皆様の今後益々のご発展とご健勝をご祈念いたしまして、ご挨拶といたします。

第49回関東甲信越静社会教育研究大会長野大会 (兼) 第28回長野県社会教育研究大会 開催要項



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

1 大会スローガン

信州で 出会い・ふれあい・学びあい
～皆で語ろう 地域づくりは人づくり～



愛の心
ふっころ
長野県社会福祉協議会
公式キャラクター

2 研究主題

連携・協働による未来志向の社会教育のあり方を考える
～持続可能な地域コミュニティを目指して～

3 開催趣旨

今日の社会は、少子高齢化や生産年齢人口の急減、また、核家族化の進行、地域住民相互の人間関係の希薄化等により、地域コミュニティ崩壊の懸念や地域・家庭の教育力の低下など、様々な課題に直面しています。

これまで、社会教育は、それぞれの地域において、多様な学びの場や機会づくりに取り組み、人と人がつながる地域コミュニティの維持・形成に努めてきました。

長野県は、北・中央・南という3つのアルプスすべてが圏域に位置する特性から、山間の急峻な土地に暮らすなど、厳しい自然条件のなかで暮らす人々が多く、それらの条件を克服するために、人と人との絆を大切にしながら、人づくり・地域づくりに向けた社会教育活動に取り組んできました。

しかし、今日の社会の状況を考えると、これまで以上の人々の学びや、学びを力にした地域づくりの取り組みを進めることが必要であり、そのためには、これまでのつながりを超えた幅広い連携・協働が求められています。

本大会では、新たに、公民館や社会福祉協議会等と共催し、各機関の持つ強みを結集した、新たな社会教育の可能性を考える一つの契機と考えました。

「信州で 出会い・ふれあい・学びあい ～皆で語ろう 地域づくりは人づくり～」のスローガンのもと、各地域や個人の活動の実践を題材に、持続可能な地域コミュニティを築く、あるいは築き直すうえでの未来につながる社会教育のあり方について研究協議することを趣旨とします。

4 期日

平成30年11月15日(木)～16日(金)

5 会場

- 【1日目(全体会)】 ▶ホクト文化ホール(長野県県民文化会館) 中ホール
〒380-0928 長野市若里1-1-3 ☎026-226-0008
- 【2日目(分科会)】 ▶長野バスターミナル会館 4階 国際ホール(第1分科会)
〒380-0936 長野市中御所岡田178-2 ☎026-228-1156
- ▶JA長野県ビル 12階 12A会議室、12B会議室(第2、第3分科会)
〒380-0826 長野市南長野北石堂町1177-3 ☎026-236-3600
- ▶長野市生涯学習センター 4階 大学習室1、大学習室2・3(第4、第5分科会)
〒380-0834 長野市鶴賀問御所町1271-3
TOiGO WEST(トイゴウエスト)内 ☎026-233-8080

6 参加者

関東甲信越静各都県の社会教育委員及び公民館・社会福祉協議会をはじめとする社会教育・地域福祉関係者、社会教育・福祉教育・生涯学習・地域づくりに心を寄せる方 等

7 主催

一般社団法人全国社会教育委員連合、関東甲信越静社会教育委員連絡協議会、
第49回関東甲信越静社会教育研究大会長野大会実行委員会、長野県社会教育委員連絡協議会、
長野県教育委員会

8 共催

長野県公民館運営協議会、社会福祉法人長野県社会福祉協議会、長野県民生委員児童委員協議会連合会、
長野市教育委員会

9 後援

長野県、長野市、長野県市町村教育委員会連絡協議会、公益社団法人信濃教育会、J A長野中央会、
長野県長寿社会開発センター、長野県NPOセンター、SBC信越放送、NBS長野放送、
TSBテレビ信州、abn長野朝日放送、FM長野、信濃毎日新聞社、日本経済新聞社長野支局、
中日新聞社、読売新聞長野支局、毎日新聞長野支局、朝日新聞長野総局、産経新聞長野支局、
時事通信社長野支局、長野日報社、長野市民新聞社

10 参加費

3,500円（参加資料代として イベント保険代を含みます）

11 大会報告書

1,000円（送料を含む 希望者に配布します）

* 参加申込書にて申し込みください。

大会当日も申し込み可能です（1日目：全体会場 2日目：各分科会場にて）。

* 全国社会教育委員連合、関東甲信越静各都県市社会教育委員連絡協議会、長野県内市町村教育委員会
等へは、定数送付いたします。

12 日程

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:30
1日目 11月15日(木) 【全体会】				受付	開会 行事	基調講演		パネル ディスカッション	閉会 行事	分科会 打合せ (関係者)		情報交換会 (希望者)
			活動見本市(展示ギャラリーにて)									
2日目 11月16日(金) 【分科会】	受付		分科会 (分科会ごとに開会)									
	9:00	10:00	11:00	12:00								

13 内容

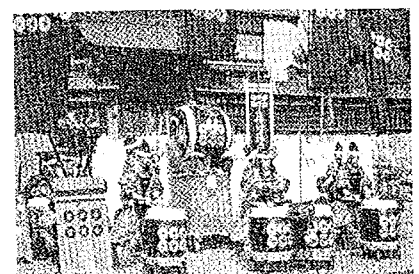
1日目 11月15日(木)【全体会】 ————— 12:30～17:05（受付開始/11:20）

<全体会場> ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）中ホール
〒380-0928 長野市若里1-1-3 ☎026-226-0008

(1) 歓迎セレモニー ————— 12:30～12:45（15分）

<真田勝鬨太鼓（さなだかちどきだいこ）>

長野市の千曲川の南にたたずむ真田十萬石の城下町「松代」は、真田信繁（幸村）の兄 真田信之が治め、その歴史を守り伝える町として、真田家の史跡をはじめ、川中島合戦であいまえた武田信玄の本陣「海津城」や上杉謙信の本陣「妻女山」など、今なお、いにしへの面影を残しています。真田勝鬨太鼓は、その歴史の町「松代」に伝わる郷土芸能として今日まで受け継がれてきました。勇壮な武者姿に身を包んだ面々が、戦に勝った喜びの太鼓を時には高く、時には低く、力強く打ち鳴らします。



(2) 開会行事 _____ 13:00～13:25 (25分)

- 主催者挨拶
- 来賓祝辞

(3) 基調講演 _____ 13:40～14:40 (60分)



◇演題 「人と地域が育つ社会教育の役割」

◇講師 佐藤 一子 (さとう かつこ) 氏

(東京大学 名誉教授)

専門は社会教育学・生涯学習論。学生時代から現在まで、長野県内各地の公民館・社会教育現場に足を運ばれ、長野県に大変ゆかりの深い先生です。社会教育活動や、文化の伝承・創造の取り組みが、人を育て地域を支えていく道筋について、地域での実践と重ねてお話ししていただきます。主な著書として、『地域学習の創造』(東京大学出版会)『地域文化が若者を育てる』(農文協)『生涯学習と社会参加』(東京大学出版会)『子どもが育つ地域社会』(東京大学出版会)など多数。

(4) パネルディスカッション _____ 15:00～16:40 (100分)

◇テーマ

「連携・協働による未来志向の社会教育のあり方を考える
～持続可能な地域コミュニティを目指して～」

◇パネリスト

- | | |
|------------------------------------|---------------|
| 小岩井 彰 氏 (長野大学社会福祉学部社会福祉学科 特任教授) | 第1分科会ファシリテーター |
| 新崎 国広 氏 (大阪教育大学教育学部教育協働学科 教授) | 第3分科会ファシリテーター |
| 白戸 洋 氏 (松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科 教授) | 第5分科会ファシリテーター |
| 木下 巨一 氏 (長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 企画幹) | 第2分科会ファシリテーター |
| 小池 玲子 氏 (長野県社会教育委員連絡協議会 会長) | |

◇コーディネーター

- | | |
|------------------|---------------|
| 西 一夫 氏 (信州大学 教授) | 第4分科会ファシリテーター |
|------------------|---------------|

(5) 閉会行事 _____ 16:50～17:05 (15分)

- 次期開催県挨拶とPR (埼玉県)
- 主催者挨拶

(6) その他

- <活動見本市 (自由見学) > 10:30～15:00
入口展示ギャラリーにて、社会教育委員・社会福祉協議会・公民館・学校・
企業・市民団体・市町村等の活動の様子や取り組みをパネルにして展示します。
- <分科会打合せ (関係者) > 17:20～18:00 (40分)
- <情報交換会 (希望者) > 18:30～20:30 (120分)
会費：6,000円
会場：ホテルメトロポリタン長野 〒380-0824 長野市南石堂町1346 ☎026-291-7000

2日目 11月16日 (金) 【分科会】 _____ 9:30～12:10 (受付開始/9:10)

◎ 実践事例を題材に、持続可能な地域コミュニティを築く、あるいは築き直すうえでの未来につながる社会教育のあり方について協議します。

- <第1分科会> 長野バスターミナル会館 4階 国際ホール
〒380-0936 長野市中御所岡01178-2 ☎026-228-1156
- <第2、第3分科会> JA長野県ビル 12階 12A会議室、12B会議室
〒380-0826 長野市南長野北石堂町1177-3 ☎026-236-3600
- <第4、第5分科会> 長野市生涯学習センター 4階 大学習室1、大学習室2・3
〒380-0834 長野市鶴賀間御所町1271-3
TOiGO WEST (トイーゴウエスト) 内 ☎026-233-8080

分科会名		テーマとサブテーマ	ファシリテーター
学校・家庭・地域の連携と社会教育		学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育のあり方 ～次世代の学校・家庭・地域の連携・協働について考える～	長野大学 特任教授 小岩井 彰 氏
発表市町村	発 表 の 概 要		
鋸南町 (千葉県)	「次世代を担う子どもたちの健やかな成長を育む～学校・家庭・地域の連携を通して～」 鋸南町社会教育委員は、町の次世代を担う子どもたちの意見を町政に反映させるために「鋸南町ふるさと子どもアンケート」を実施すると共に、町の現状を調査し、教育委員会に対して提言書を提出しました。それを受けた教育委員会では、学校・家庭・地域が連携し、一体となって子どもたちの成長を育むための様々な取り組みを推進しています。『放課後子ども教室』『子どもチャレンジ実行委員会』等を中心に紹介します。		
長野市 (長野県)	「地域と学校が連携した松代のまちおこし」 松代町は、真田十萬石の城下町で、武家屋敷や藩校である文武学校など文化財が残っているまちです。まち全体を生涯学習交流のまち、遊学城下町として平成16年(2004年)から「エコール・ド・まつしろ」という観光PR活動が始まりました。町内の小中学校でも、地元を知るという学習が行われ、地域の皆さんが講師として関わってきました。平成28年(2016年)「真田丸」の放映で増加する観光客をおもてなしするため臨時観光案内所を開設し、中高生も参加しました。地域の人づくりにつながっている、小中学校の取り組みを紹介します。		
高山村 (長野県)	「学校・家庭・地域をつなぐ『わくわく村(親子体験活動)』」 『わくわく村』は、平成16年(2004年)に「地域の子どもは地域で育てる」との思いで、高山小学校PTA活動からスタートしました。公民館、地域、学校、社会教育委員との連携を深めながら、今年で15年になります。親子体験活動を通して、子どもたちは親や地域の大人が頑張っている背中やずくを出して楽しんでいる姿を見ながら、多くの人とふれあっています。人とのつながりの中から心の温かい人に成長してほしいと願う『わくわく村』の活動を紹介します。		

第1分科会

第2分科会

分科会名		テーマとサブテーマ	ファシリテーター
公民館活動と社会教育		公民館活動と社会教育のあり方 ～古くて新しい公民館活動をヒントに持続可能な地域づくりについて考える～	長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課 企画幹 木下 巨一 氏
発表市町村	発 表 の 概 要		
千葉市 (政令市)	「公民館の役割と指定管理者制度」 千葉市では、これまでも公民館が市民の交流や学びの場として、地域や社会に人々のまなざしを広げる窓口としての役割を担ってきました。公民館は、年間で、延べ100万人を超える市民が利用していますが、利用者数、講座開催数が減少傾向にあるとともに、施設の老朽化も進行しています。このような状況を踏まえ、生涯学習ニーズの多様化への対応や、適切な施設整備を進めるため、平成30年度(2018年度)から全47公民館に指定管理者制度を導入しました。新しい制度の下、市民にとっての公民館のあり方について紹介します。		
上田市 (長野県)	「夏休み上野が丘わいわい塾 ～地域の子どもは地域で育てよう!～」 夏休みの子どもの居場所づくりとして始まった「わいわい塾」は今年で7年目。学区を超え、抽選で選ばれた小学生100人が、それ以上の数のボランティアに見守られ、ダイナミックに遊び、学ぶ4日間。当初、学習支援を主とした活動でしたが、現在は地域の大人達による運営委員会が半年前から準備を進める地域探訪や野外活動へと進化。そして今「わいわい塾」OB・OGの中高生が自発的にボランティアとして参加するなどさらに充実していく公民館事業の取り組みを紹介します。		
王滝村 (長野県)	「子ども大人がともに“心育ち”～わくわく人権みんなの樹業(じゅぎょう)の実践から～」 「最近うれしかったことは何ですか」そんな話題を身近な人、家族、地域の中で気軽に話せる環境はとても大切です。近年、地域間の人と人とのつながりの希薄化や親子での会話の減少から、「うれしかったこと」を話せば敬遠される風潮さえあります。子どもも大人も一緒に喜びを共感することこそ、地域づくりにおいて大切な事です。公民館の人権教育講座と小中学校の人権教育授業を連携して取り組んでいる“心育ち”で地域をつくる、人口770人の村の実践を紹介します。		

分科会名		テーマとサブテーマ	ファシリテーター
福祉教育と社会教育		福祉教育と社会教育のあり方 ～普段の暮らしの幸せをどのように 地域で実現していけばいいかについて考える～	大阪教育大学 教授 新崎 国広 氏
発表市町村	発 表 の 概 要		
第 3 分科会	諏訪市 (長野県)	<p>「子どもと地域が共に学ぶ防災と、福祉教育について」</p> <p>豊田小学校ボランティア支援グループが中心となり、子ども達と地域の方々が出校後の大規模災害発生を想定した防災訓練を行いました。長野県社会福祉協議会では、四賀小学校の登下校中災害時の避難訓練の様子と全県小中学校への発信について紹介します。また、諏訪市社会福祉協議会では、「C-DAP」という防災プログラムを通して自分たちの暮らす地域について改めて学び、災害にも強く、誰もが心豊かに暮らせる地域づくりに取り組む様子と学校での「共に生きる福祉教育」の様子と地域への発信について紹介します。</p>	
	伊那市 (長野県)	<p>「イベント参加報告書の取り組みと具体例『長谷の縁側』」</p> <p>社会教育委員が社会教育に関わる行事に参加。感想や問題点などをレポートにまとめ、社会教育委員会議で発表し、情報共有を行っています。その中で報告された伊那市立長谷中学校の「長谷の縁側」は、立ち上げから運営に伊那市社会福祉協議会も関わり、毎月最終金曜日には、お茶を飲みながら生徒と一緒に作業を行い、中学生と地域の皆さんが交流を深める交流の場となっています。主に社会福祉協議会が、どのように学校と関わることができるかを考えながら、地域の方々が出校で行う活動の様子を紹介します。</p>	

分科会名		テーマとサブテーマ	ファシリテーター
社会教育委員の役割と社会教育		社会教育委員の役割と社会教育のあり方 ～社会教育委員の役割やあり方、 実践の仕方について考える～	信州大学 教授 西 一夫 氏
発表市町村	発 表 の 概 要		
第 4 分科会	新潟市 (政令市)	<p>「第32期新潟市社会教育委員の取り組み」</p> <p>社会教育法第十七条（「社会教育に関する諸計画を立案すること」）に基づき、新潟市社会教育委員会議では、その時々により重要と思われるテーマを設定し、建議として各期2年間の議論の内容をまとめてきました。第32期では、第31期の建議がどの程度実践できているかを検証するため、『『学びの循環』による人づくり』と題して建議を作成しました。第32期新潟市社会教育委員の建議づくりの取り組みについて紹介します。</p>	
	小諸市 (長野県)	<p>「社会教育委員の役割とは何か ～小諸市の活動から～」</p> <p>小諸市では、市内の小中学校を訪問し、平成29年度（2017年度）に「信州型コミュニティスクール」に関する調査報告と提言を行いました。また、委員個人の活動として、新設された小諸市古文書調査室を訪問して現状と課題を調べ、意見書を提出しました。「社会教育委員の役割とは何か」について、小諸市の社会教育委員の活動を紹介します。</p>	
	喬木村 (長野県)	<p>「『たかぎ子育て憲章』制定による社会教育活動の推進について」</p> <p>「ノーテレビ・ノーゲーム」を推進するための手法について、教育委員会からの諮問を検討する中で、「たかぎ子育て憲章」を策定しました。また昨年度より、小学校3～6年生を対象にした夏休みの「おとまり体験事業」、たかぎカメラクラブによる「写真で発見！たかぎむら。」を行っています。「考動する（考えて行動する）社会教育委員」を活動理念に、PDCAスパイラルで活動を行っている、喬木村の社会教育委員の取り組みについて紹介します。</p>	

分科会名	テーマとサブテーマ	ファシリテーター
未来の地域づくり と社会教育	未来の地域づくりと社会教育のあり方 ～未来志向の社会教育について考える～	松本大学 教授 白戸 洋氏
発表市町村	発 表 の 概 要	
鹿沼市 (栃木県)	「地域との協働で社会教育委員活動を活性化する」 地域の中でまだまだ知られていない社会教育活動を、「まつり」を通して市民に知っていただき、市民と協働で子どもの健全育成を行う体験活動（体験の風）を実施します。また、地域のかかるた「かぬまかるた」を通して地域の歴史を知ることや、コミュニケーションづくりができるような大会を社会教育委員が開催します。子どもが体験することの重要性をふまえ、社会教育委員の活動から子どもの体験活動を活性化させていく取り組みを紹介します。	
岡谷市 (長野県)	「行動する岡谷市の社会教育委員」 昨年度の社会教育委員の活動において、図書館施設の利用などについて提言したものをまとめました。身近な社会教育に関心を持ちながら、些細なことでも自由に発言することを大事に活動しています。一昨年度、第58回全国大会（第47回関東甲信越静大会）千葉大会の分科会において発表した、「社会教育委員の役割～人づくり・まちづくりを進める社会教育委員の役割～」の続編として、市民が住みやすい、これからのまちづくりを目指しての取り組みを紹介します。	
大桑村 (長野県)	「大桑村の明日を語る集い」 小中学校へ通う子ども、お父さんお母さん、おじいさんおばあさん、公民館の関係者、村議会に関わる人など、幅広い多くの村民が顔を合わせて行われてきた「大桑村の明日を語る集い」。今年で22回を数えます。この集いへの参加を通して、参加者一人一人が大桑村のこれからの未来について考えを持ち、できることから始めようという意識が高まってきています。社会教育委員が主催し、社会教育委員がファシリテーターとなって熱く語り合う、この集いの様子を紹介いたします。	

第5分科会

14 その他

(1) 分科会の欠席連絡について

分科会によっては、小グループでの協議の時間を設定します。その場合、欠席者が出ると小グループ編成に支障が出てしまいます。そのため、分科会への参加を取りやめる場合は、大会1日目終了時までには、お手数でも実行委員会事務局へご連絡いただきますようお願いいたします。

【大会前日まで】

長野大会実行委員会事務局（長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課内）へ電話にて連絡
☎026-235-7437

【大会1日目】

中ホール入口受付総合案内へ口頭にて連絡又は上記事務局へ電話にて連絡 ☎026-235-7437

(2) ご不明な点等がございましたら、長野大会実行委員会事務局（担当：大日野、池口）までお問い合わせください。

第49回関東甲信越静社会教育研究大会長野大会実行委員会事務局

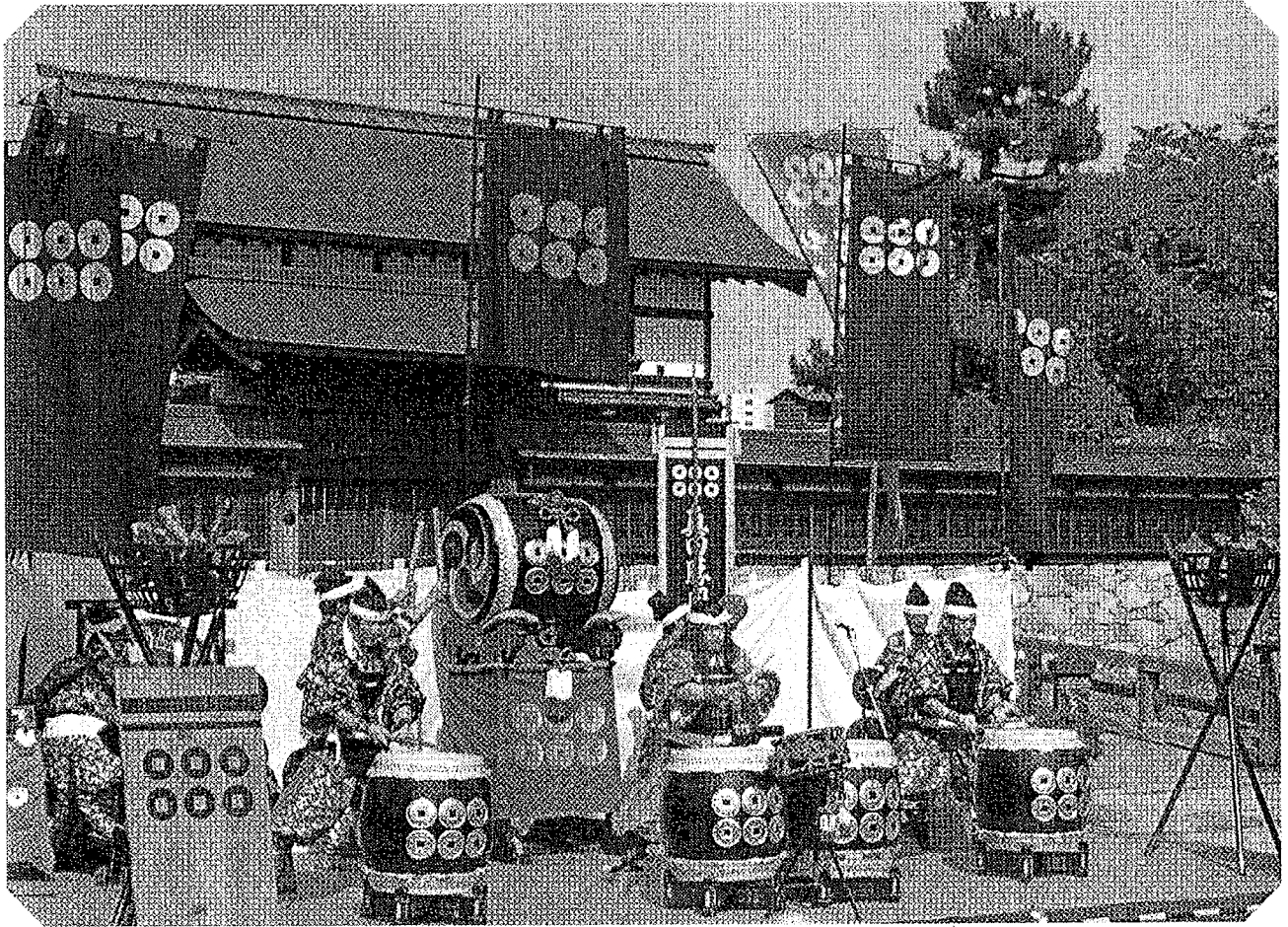
〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2

長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課内

TEL 026-235-7437 FAX 026-235-7493

Eメール bunsho@pref.nagano.lg.jp

歓迎セレモニー



長野市の千曲川の南にたたずむ真田十万石の城下町「松代」は、真田信繁（幸村）の兄 真田信之が治め、その歴史を守り伝える町として、真田家の史跡をはじめ、川中島合戦であいまみえた武田信玄の本陣「海津城」や上杉謙信の本陣「妻女山」など、今なお、いにしへの面影を残しています。

真田勝関太鼓は、その歴史の町「松代」に伝わる郷土芸能として今日まで受け継がれてきました。

勇壮な武者姿に身を包んだ面々が、戦に勝った喜びの太鼓を時には高く、時には低く、力強く打ち鳴らします。

「人と地域が育つ社会教育の役割」

講 師

さ とう かつ こ
佐 藤 一 子 氏

東京大学 名誉教授



専門は社会教育学・生涯学習論。学生時代から現在まで、長野県内各地の公民館・社会教育現場に足を運ばれ、長野県に大変ゆかりの深い先生です。

社会教育活動や、文化の伝承・創造の取り組みが、人を育て地域を支えていく道筋について、地域での実践と重ねてお話ししていただきます。

主な著書として、『地域学習の創造』（東京大学出版会）『地域文化が若者を育てる』（農文協）『生涯学習と社会参加』（東京大学出版会）『子どもが育つ地域社会』（東京大学出版会）など多数。

(基調講演)

人と地域が育つ社会教育の役割

第 49 回関東甲信越静社会教育研究大会長野大会
第 28 回長野県社会教育大会
2018 年 11 月 15 日～16 日 長野県ホクト文化ホール
佐藤一子 (東京大学名誉教授)

はじめに：問題提起

- ① 変わる地域と変動する社会の認識 (少子・高齢化とグローバル化) — 地域課題解決の学習・参加型の学習への関心を高める
 - ② 社会教育に固有の学び方、学習の原理をどこまで深く認識し、創造的に発展させられるか、社会教育制度の再編にどう向き合うか— あらためて「自己教育・相互教育」の価値を共有する
 - ③ 異世代交流・多文化理解・持続可能な地域づくりをめざす学びを創る — 共に学ぶ・地域と関わる・グローバルな視野を培う社会教育
- < 地域に目をむけ「人が共に育ちあう地域社会」を取り戻すことができるかどうか、社会教育委員会議の意義・役割を考える。 >

I 「共に育つこと」をめぐる現状

- 1) 共に育つことが困難な現代社会
- 2) 少子高齢化と地域から流出する若者
- 3) 在留外国人 (中国・ベトナムなど) の急増

II 社会教育の学びの価値の再認識

- 1) 社会教育の学習の原理と法制度の理念
- 2) 社会教育制度・政策の再編にどう向き合うか
- 3) 今こそ地域課題解決学習の豊かさを！
 - ① 地域の持続可能性を探究する学び
 - ・ 生活改善・話し合い (1950 年代～60 年代)
 - ・ 地域調査・地域政策分析 (1970 年代～90 年代)
 - ・ 地域固有の資源を保全し、環境にやさしい地域づくりを通じて地域活性化を探る (2000 年代以降)
 - Cf. ESD (持続可能な開発のための教育) 岡山市公民館
 - ② 異世代・異業種交流を活発化する事業のあり方
 - ・ 青少年団体の育成
 - ・ 子どもの自己決定権、自己有用感を高める
 - ・ キャリア選択の可能性を支える異世代・異業種交流
 - Cf. 長野県飯田市 人形劇フェスタ・地域人教育
東京葛飾区かつしか郷土カルタ
岩手県遠野市 「遠野物語ファンタジー」遠野未来カレッジ

- ③多文化共生のなかで、多様性と個々人の人権・尊厳を尊重する意識
- ・平和・人権教育（同和教育）・国際交流
 - ・障害者自立支援学級、外国人のための日本語教室、国際理解
 - ・多様な文化の価値の尊重、表現の自由、参加・交流を通じて連帯
- Cf. 川崎市 在日コリアン・外国人と市民が交流する「ふれあい館」
埼玉県ふじみ野市 NPO 法人ふじみ野国際交流センター

Ⅲ 地域課題解決学習の取組み事例

- 1) 異世代・異業種交流から地域活性化へ：岩手県遠野市『遠野物語』ファンタジーの取組みから
- 2) 郷土学習と異世代交流事業：東京葛飾区かつしか郷土かるたの取組みから
- 3) 多文化共生のまちづくり：埼玉県ふじみ野市 特定 NPO 法人ふじみの国際交流センターの取組みから
- 4) ESD 持続可能な地域づくり学習：岡山市公民館（37 館）の取組みから

むすび：社会教育の可能性を耕す

- 1) ローカルな現実をふまえた、子どもから高齢者まで参加しうる体験的・交流的な学習の意義
 - ・足元の地域資源の価値（民俗、生態系、産業、暮らし、文化、人の育ち）を学習資源として豊かな生き方を共有する
 - ・世代、性、出身地、民族などの多様性・多文化性の交流
- 2) 「グローバル」な視野と共同討議能力が若者の未来を拓く
 - ・学校化された社会から自立して、異世代交流を通じて 自己決定権と自己有用感を自覚した若者世代の形成の可能性
- 3) 国際環境文化都市のまちづくりを主体的に担う市民の学習から市民協働へ
 - ・国際都市の条件である発信力と交流力
 - ・国際都市の存在を支える多数の市民ボランティア・非営利団体は、社会的起業や若者のキャリア選択力、公・民の協働の関係性を生み出す



<参考文献> 佐藤一子著『地域文化が若者を育てる』農山漁村文化協会、2016年
佐藤一子著『「学びの公共空間」としての公民館』岩波書店、2018年12月刊行予定

パネルディスカッション

連携・協働による未来志向の 社会教育のあり方を考える ～持続可能な地域コミュニティを目指して～

パネリスト

こ いわ い あきら
小岩井 彰氏

長野大学社会福祉学部社会福祉学科 特任教授
第1分科会 ファシリテーター



「一人の子どもを育てるには村一つが必要」との考えから、「人とつながって新しい社会を構築する力」(社会力)の育成に数々の現場で取り組んできました。多様な他者が、直に相互に関わりあう現場として青木村に「地球クラブ」を設立し、学生とともに、子どもたちのための自然体験活動、タイの熱帯林保護や山岳民族の就学支援活動を展開し24年が経過します。長野県青木村教育長、東信教育事務所生涯学習課長、上田市立北小学校長等を歴任。2017年より、現職。

パネリスト

あら さき くに ひろ
新崎 国広氏

大阪教育大学教育学部教育協働学科 教授
第3分科会 ファシリテーター



肢体不自由児施設にてソーシャルワーカー兼ボランティアコーディネーターとして従事。働きながら、社会福祉士の資格を取得されました。社会活動として、日本福祉教育・ボランティア学習学会理事、日本教育支援協働学会理事、大阪府社会教育委員を務めています。著書に、『教育支援人材とチームアップローチー社会と協働する学校と子ども支援』(書肆クラルテ)『なぎさの福祉コミュニティを拓くー福祉施設の新たな挑戦』(編著 大学教育出版)他。

パネリスト

しら と ひろし
白戸 洋氏

松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科 教授
第5分科会 ファシリテーター



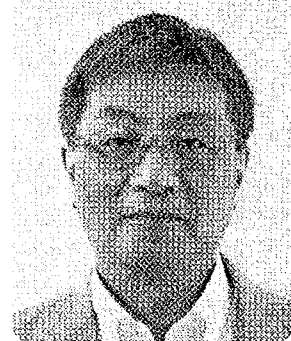
政府開発援助による海外の地域開発計画の策定に携わった後、長く信州の学習運動に関わった故玉井袈裟男氏のもとで地域づくりを学びました。2002年からは松本大学で商店街活性化や特産品開発などに学生とともに取り組み、地域や高校と大学の連携などを通じて地域を支える若者を育てています。さらに自らの地域で公民館や地域づくりの活動に参加し「学習型地域づくり」の大切さを地域の方々から学んでいます。専門は地域社会論、NPO。

パネリスト及びコーディネーターの皆様は、分科会のファシリテーターも兼ねています。研究主題に関わりながら、それぞれのお立場から、分科会にもつながる内容でのパネルディスカッションを展開したいと思います。

パネリスト

きのした のりかず
木下 巨一氏

長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 企画幹
第2分科会 ファシリテーター



長野県飯田市において、公民館・社会教育の仕事に足かけ21年従事。学びを通して市民が力をつけ、仲間を作り、地域や社会の問題に向き合う取り組みを支える仕事に取り組んできました。2017年より現職。長野県で本年度スタートした、総合5か年計画『しあわせ信州創造プラン2.0 ～学びと自治で拓く新時代～』にうたわれた「学びと自治」を地域で具体化していくための取り組みを支える仕事を担当し、県内各地に出向いて多種多様な実践を学んでいます。

パネリスト

こいけ れいこ
小池 玲子氏

長野県社会教育委員連絡協議会 会長
第49回関東甲信越静社会教育研究大会長野大会 実行委員長



平成12年しがっ子クラブ（諏訪市地域総合クラブ四賀地区児童育成団体）を立ち上げ、事務局長を担当。地元では、四賀を誇りに思えるような魅力ある地域にしていきたいと、日々精力的に活動しています。2004年より諏訪市社会教育委員。2015年より長野県社会教育委員連絡協議会会長に就任し現在に至っています。その他、諏訪市行政改革推進会議委員、諏訪市ボランティア・市民活動センター運営委員会副委員長、諏訪市防災会議委員、長野県自主防災アドバイザー等を務めています。

コーディネーター

にし かず お
西 一夫氏

信州大学教育学部 教授
第4分科会ファシリテーター



教員養成学部での教育研究と共に、信州での地域の文化活動に関わり10年以上が経ちました。信州は文学豊かな土地柄です。そうした中で日々の生活への潤滑油として文学作品に触れることは、地域を見直したり社会活動を活性化させたりする力を持っていると考えています。社会教育を文化活動の側面から支援しています。近時は地域文化資産（顕彰碑・句碑・歌碑など）の発掘や幕末明治の藩校教育の実態解明にも取り組んでいます。専門は古典文学、国語科教育学。

第1分科会

学校・家庭・地域の連携と社会教育

会場 ▶ 長野バスターミナル会館 4階 国際ホール

テーマ

学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育のあり方

～次世代の学校・家庭・地域の連携・協働について考える～

実践事例発表者

〈鋸南町（千葉県）〉

鋸南町社会教育委員 委員長 清水 宏亘 さん

鋸南町教育委員会生涯学習室 室長兼社会教育主事
吉野 達也 さん

〈長野市（長野県）〉

長野市社会教育委員 吉池 重行 さん

エコール・ド・まつしろ倶楽部 副運営委員長兼事務局長
曲尾 正子 さん

〈高山村（長野県）〉

高山村社会教育委員 委員長 黒岩 清道 さん

ファシリテーター

長野大学社会福祉学部社会福祉学科 特任教授

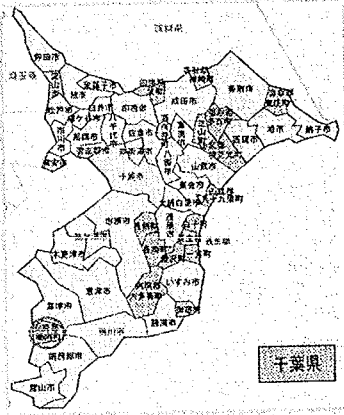
小岩井 彰 氏

担当 北信教育事務所 北信地区社会教育委員連絡協議会

次世代を担う子どもたちの健やかな成長を育む ～学校・家庭・地域の連携を通して～

はじめに

(1) 鋸南町（きよなんまち）の概要



本町は千葉県の名峰「鋸山」の南に位置し、南房総の玄関口となっています。都内からも1時間程度で着くことができますが、美しい海と豊かな里山に囲まれた自然豊かな町です。年間を通して温暖な気候で、12月頃からは水仙が、2月から4月にかけては各種の桜が咲乱れ、多くの観光客が訪れます。

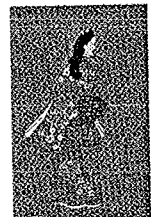
また、浮世絵の祖と言われる「見返り美人」で有名な菱川師宣生誕の地、鎌倉幕府を起こした源頼朝上陸地、小林一茶、夏目漱石、正岡子規などが避暑地として本町に訪れるなど、歴史的著名人とも深いつながりを持っています。【人口7,989人 H30 5/1】

※長野県辰野町さんとは姉妹都市

(2) 社会教育委員会議の概要

- ① 社会教育委員の構成 男性5名 女性3名 (40代3名、50代4名、60代1名)
PTA関連2名、家庭教育1名、子ども育成1名、青少年健全育成1名、
生涯スポーツ1名、学校関係1名、学識経験者1名)
 - ② 主な取り組み…概ね2年に1度、教育委員会の諮問に対する答申、提言等を提出。
 - ・ H14…生涯学習によるまちづくりはいかにあるべきか (答申)
 - ・ H15…地域に輝く子どもたちの育成はいかにあるべきか (答申)
 - ・ H16…鋸南町生涯学習事業についての意見 (答申)
 - ・ H18…町民一人ひとりにあった生涯学習をつくるには (提言)
 - ・ H20…鋸南町の家庭教育と支援のあり方 (提言)
 - ・ H22…長寿社会に向けて (高齢者の生きがいづくり) (提言)
 - ・ H24…社会教育から地域力を育む (提言)
 - ・ H26…社会教育委員から町のスポーツ推進について (答申)
- * H28…これからの地域社会における教育のあり方 (提言)

鋸南町の社会教育についての提言書



平成29年3月22日
鋸南町社会教育委員会

1 実践内容

(1) 鋸南町の現状と課題

- ・ 急激な人口減少と少子高齢化
⇒人口：昭和34年約16,000人⇒現在約8,000人
⇒人口の46%が65歳以上、30%が75歳以上 (平成28年出生者21名、29年32名)
⇒子ども (18歳未満) のいる家庭は10軒に1軒 (全国平均は約4軒に1軒)
⇒平成26年4月、3校の小学校が1校に統合。中学校生徒数500名⇒130名
- ・ 子どもたちの多くが高校卒業後進学や就職により町を離れる。
- ・ 第1次産業の低迷 (漁業・農業)

(2) 社会教育委員の取り組み「ふるさと子どもアンケート」の実施

町社会教育委員会議では、上記の課題を踏まえ、大人たちの意見だけではなく、将来の地域を担う子どもたちの意見や想いを町政に反映させることが大切と捉え、平成28年11月に小学5年～中学3年を対象にアンケート調査を実施しました。

主な質問項目…全16項目

- 鋸南町は好きですか？ 住みやすいですか？
⇒64%が概ね好き・住みやすいと回答
- 普段、近所の人にあいさつしますか？ ⇒95.4%がしている
- お祭り、ゴミゼロ、子ども会行事など地域の活動に参加しますか？
⇒小学生の93.3%、中学生の70.0%が参加
- 習い事はどれくらいしていますか？ ⇒毎日、1日に3つハシゴと答えた子どもも…
- あなたが感じている町の魅力と不満は？ ⇒自然が多い、人が優しい、犯罪が少ない
- あなたが町長だったら、何をしますか？ ⇒①公園を造る ②イオンをつくる
- 将来、どんな職業につきたいですか？ ⇒町に残れる仕事、人のためになる仕事
- 将来の鋸南町はどうなっていてほしいですか？
⇒①みんなが生き生き暮らせる町 ②安心・安全な町 ③自然と共存した町
- 将来、鋸南町に住みたいですか？ ⇒住みたい27% 住みたくない15%
- 現在の町（大人）への要望！
⇒「子どもの居場所」「安心・安全」「人々の交流」「町の活性化」「若者が働ける環境」

(3) アンケートを踏まえた提言書の作成・提出

表題：『これからの地域社会における教育のあり方』

内容：今日の地域社会が抱える課題に対し、学校・家庭・地域連携の重要性について意見。

具体的な取り組み：

- ① 子どもの居場所確保に努め、学校・家庭・地域が一体となった環境の整備
- ② 奉仕・体験活動の奨励と交流機会の充実
- ③ 子どもたちの学びや育ちを支援する体制の整備

構成：提言本編 A 4 10ページ、資料編（アンケート調査結果・視察報告書）23ページ

(4) 提言書を受けての教育委員会の取り組み

- ① 地域学校協働本部組織による『学校支援』『放課後子ども教室』開始（学校応援団）
- ② 鋸南町子どもチャレンジ実行委員会組織による『富士山チャレンジキャンプ』実施
- ③ 町民大運動会（スポーツ祭）の復活
- ④ 子育て広場新設（内閣府地方創生補助金14,594千円）
- ⑤ 親子ふれあい事業『絵本の読み聞かせと体験活動』
- ⑥ 家庭教育支援チーム組織による家庭教育支援の充実（子育て講座・仲良し広場）
- ⑦ 青少年健全育成町民会議にて映画『みんなの学校』上映
- ⑧ 公民館講座『鋸南で野菜を作ろう』『祭囃子教室（講師は子どもたち）』開催

※町独自予算で専門性の高い社会教育主事配置（教員で国の機関経験者）

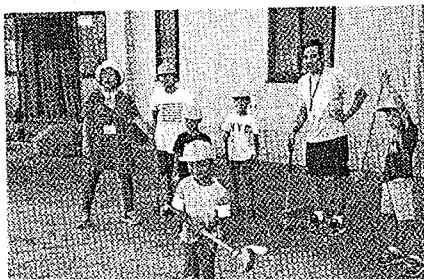
(5) 地域学校協働本部について

平成29年9月より「子どもたちの居場所づくり」「地域住民との交流」を目的として、「放課後子ども教室」を開始しました。現在は、鋸南小学校（全校児童261名）を活動拠点として週1回、約40名のスタッフで様々な活動を実施し、毎回100名を超える子どもたちが参加しています。主な活動種目としては、「読書・学習」「グラウンドゴルフ」「ベタンク」「室内自由遊び」「楽しい工作」「体育館自由遊び」「バイリンガルヨガ」「マンガと絵画」等があります。また、特徴的な取り組みとしては、土曜開催日に保健福祉課と連携した「パッキング（防災教育）」、中学校と連携した「部活動体験」、専門的な講師を招いた「華道教室」等があります。更には「桜を愛でようハイキング」「町内探検（名所を巡ろう）」「町を綺麗に！ボランティア活動」「漢字検定」も行っています。

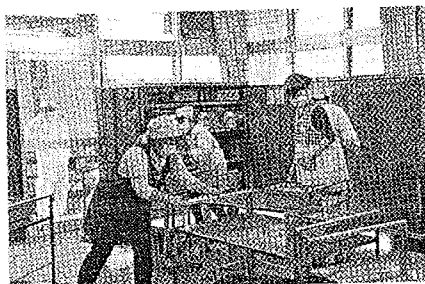
平成30年度からは、学校支援の取り組みにも関わり、「図書室整理」「環境整備(草刈り)」「地域学習町の先生派遣」「給食配膳補助」なども開始し、地域住民の皆さんが学校運営にも参画できる環境が整ってきました。これらの取り組みにより学校と地域が、がり、子どもたちや家庭への支援の輪が広がっています。



『スタッフ紹介』



『楽しいグラウンドゴルフ』



『学校応援団・給食配膳』

(6) 鋸南町子どもチャレンジ実行委員会『富士山チャレンジキャンプ』について

本事業は、子どもたちの体験活動不足やコミュニケーション力の低下が社会問題として取り上げられている中、富士登山を通して困難を乗り越える力、集団宿泊生活を通しての基本的な生活習慣、社会性や協調性を養う等、「生きる力」を育むこと、また多世代が一同に会して活動することで、リーダーの育成や「チームきょなん」づくりを目的として実施しています。

【会場：国立中央青少年交流の家（静岡県御殿場市）】『子ども夢基金』活用

運営母体は、子ども会育成連盟と青少年相談員、そこに将来教員を目指している大学生や一般の地域住民が加わり、小学生～大人が一緒になって様々な体験活動を行います。

参加者の小学生を中学生のリーダーが支え、中学生の悩みを高校生や大学生が支え、更に大人たちが活動を見守り支えることで、それぞれ年長者への尊敬と憧れの念が生まれ、将来の地域を支えるリーダーに育ってくれることを期待しています。



『全員集合♪』



『カレー作り♪』



『霧の中富士山を歩く』

2 成果と課題

(1) 成果

社会教育委員としての活動で、将来の町を担う子どもたちの声を提言書としてまとめ、その意見を受けて行政も速やかに様々な取り組みを実践していることで、これまで以上に社会教育が推進されていることを実感しています。

(2) 課題

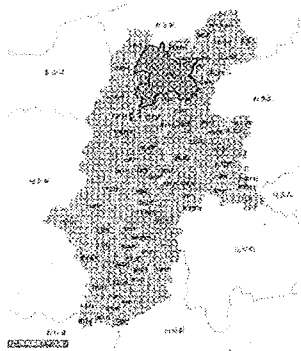
現在、様々な社会問題が山積する中、社会教育委員として行政と連携しながら、学校・家庭・地域の連携を推進していくことは、町の活性化に必要不可欠です。

様々な取り組みを実践していますが、今後はより多くの地域住民が参画し、全町民が「チームきょなん」の一員として、それぞれの立場で活躍できる環境を整えていく必要があります。子どもたちが社会の中心として活躍する10年後、20年後を見据えた取り組みの実践を推進していきたいと考えています。

地域と学校が連携した松代のまちおこし

はじめに

(1) 長野市の概要



長野市は、北アルプスに源を発する犀川の扇状地と千曲川の沖積地によって形成された肥沃な長野盆地に位置し、平安の昔から「三国一の霊場」善光寺の門前町として日本全国に親しまれてきました。

明治30年の市制施行後は、政治・経済・文化及び交通の要衝として急速に発展し、大正12年の1町3か村の編入合併をはじめ、昭和41年の2市3町3か村の大合併により、近代的な大都市としての基礎が築かれました。市制施行100周年を迎えた平成10年2月には第18回オリンピック冬季競技大会、3月には第7回パラリンピック冬季競技大会を開催し、海外をはじめ多くの方々に来訪いただきました。

【松代地区の概要】

松代地区は、長野市の南東部に位置し、江戸時代には松代藩真田十万石の城下町として栄えました。江戸時代後期には、思想家で兵学者でもある佐久間象山を輩出し、武家屋敷や藩校、町屋、寺院などが、今も多く残っている地区です。群馬県にある富岡製糸場で学び、松代にその技術をもたらした和田英や、初代近代演劇俳優の松井須磨子など、多くの文化人も輩出しております。



新御殿跡(真田邸)

また、5世紀前半から8世紀に造られ国史跡に指定された、日本最大の積石塚古墳群である大室古墳群に、およそ500にも及ぶ古墳が残っております。このほか、現代遺産として「太平洋戦争時の松代大本營地下壕」もあり、子どもから大人まで多くの方が訪れています。

(2) 社会教育委員会議の状況

- ① 社会教育委員の構成 10名(男性4名 女性6名)
 学校教育関係者1名、社会教育関係者6名、家庭教育関係者2名
 学識経験者1名(任期:2年間、選出:各種団体推薦8名、公募2名)
- ② 近年の活動
 長野市社会教育委員会議3回(勉強会1回除く)
 社会教育委員と教育委員との懇談会1回
- ③ 諮問・答申
 平成29年7月「長野市立公民館のあり方について」諮問
 平成29年12月答申

1 実践内容

(1) 実践の経緯とねらい

平成28年にNHK大河ドラマ「真田丸」が放映されました。全国的にも注目を集め、松代の真田宝物館・真田邸・文武学校に約63万人の観光客が訪れました。平成16年に松代地区の人々を中心に結成した組織「エコール・ド・まつしろ倶楽部」も参画し、松代に来訪される多くの観光客や来場者のおもてなしを担いました。市社会教育委員の中には、参加する委員もおります。しかしながら、少子高齢化の影響により後継者の発掘・育成が課題となっています。松代小学校は、敷地内に文武学校があり、これまでも地区の方々と協力して子どもを育てるため、クラブ活動を地域の方々とともに学ぶ時間として位置づけました。その様な中、平成24年に松代中学校から「総合的な学習の時間」の「まつしろを知る」学習に、エコール・ド・まつしろ倶楽部へ協力要請があったことから、倶楽部会員が講師を勤めるとともに中学生に様々なボランティア活動を体験してもらうようになりました。これを機に、家庭や地域、学校を巻き込んだ「小中学生による観光ボランティア」活動の取り組みに発展していきました。

また、松代地区内にある豊栄地域においては、ボランティア活動を行っていた中学生が、地域の活性化事業を企画・実施する「豊栄活性化委員会」を設立し、親や住民、各種団体と協働して各種イベントを開催するまでに発展しました。

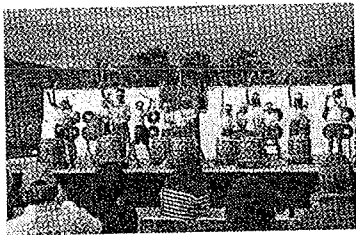
子どもたちが松代の歴史や文化を知り地区の住民が参画するボランティア団体や地縁団体などの各種団体の活動を知って、将来、地区の後継者としてまちを支えてほしいと願っています。

地区の住民を中心に、家庭や学校を巻き込んだまちおこし文化活動によって、社会教育にかかわる事例である「松代に住んでいることの良さを感じ、地域の人々とかかわりを持ち、地域活動に進んで参加しようとする子どもの育成」についての取り組みを紹介します。

(2) 実践の具体的内容

① 小学生の活動

松代小学校では、学年ごとに様々な面から「松代」を学んでいます。「エコール・ド・まつしろ倶楽部」の会員をはじめとする地域の皆さんが講師となり、歴史探検・八橋流箏曲・古武道・太鼓・折り紙・川柳・民話語り・お茶・お花・囲碁など、様々な分野で松代の伝統文化・芸能を継承しようとしています。



松代小学校 太鼓発表

クラブ活動では、校内発表のほか、真田十万石まつりでの発表、「民話語り」地域のお茶の間サロンに出演するなど、地域のイベントや地域福祉にも参加・貢献しております。クラブ活動以外においても、松代藩士の甲冑制作・展示作りやパンフレット作り、観光客のもてなしをしています。地域の伝統芸能である「松代雅楽」や「大門踊り」なども学んでいます。

これらの取り組みを通じて「松代に住んでいて良かった」、
「松代にはいろいろなものがあるすごい」といった地区の文化に触れ、改めて地域に愛着を持つ子どもたちや、「友だちとの活動を通して、自分たちのふるさと松代の文化やがんばって活動している人たちの姿に接するよい機会になった」といった、地区の活動している住民とのかかわりに興味と関心を持った子どももいました。クラブ活動講師である地域の方々は、「クラブの指導をしたことで、校外でも子どもたちが挨拶や声かけをしてくれた」など、地域住民と子どもたちがかかわりを持つきっかけとなりました。



松代小学校の活動

② 中学生の活動

家庭や中学校の協力のもと、「エコール・ド・まつしろ倶楽部」を中心に、地域の方々が講師として関わり、中学生たちが地域の各種行事にボランティアとして参加するようになりました。松代城春まつりや真田十万石まつりなどでは、会場準備やパンフレットの配布、案内や着ぐるみを着て盛り上げました。

また、「エコール・ド・まつしろ倶楽部」の遊学文化祭においても、会場準備や体験会場の受付、着ぐるみのほか、着物を着て受付を行うなど会場に彩を添えました。このほか、大室古墳群まつりや松代ひなまつりの流し雛など、中学生がボランティアとしておもてなしを担い、多くの来場者から好評をいただくようになりました。旧松代駅舎では、臨時観光案内所で大人のボランティアと一緒に、訪れる方々の要望に沿って案内ボランティアを行いました。杖をついて歩いていた来訪者の方を案内した生徒は、ゆっくり歩いて案内し、「私に合わせて歩いてくれてありがとう」と、お礼のはがきが届きました。

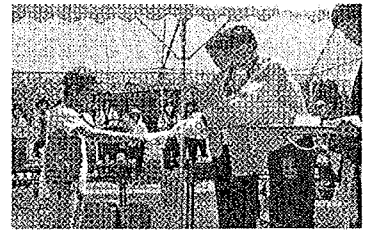


松代中学校の活動

③ 地域に活動を広げた豊栄活性化委員会の活動

豊栄活性化委員会は中山間地に位置する豊栄地域に住む松代中学校の生徒6人が地域の活性化を進めるため立ち上げた地域のボランティア団体で、中学生が主体となって地域のゴミ

拾い企画「ゴミをなくそうプロジェクト」を立ち上げるなど、地域の活動を行っています。また、世代間交流事業として関屋・赤柴地区案内ガイドの実施、豊栄を多くの人に知ってほしいとPRポスターの作成やPR動画を作成し、地域の活性化事業を進めています。このほか、「皆神山マラソン」の企画・開催、社会福祉協議会から資金の支援を受けて、区長会・日赤奉仕団や家族など、多くの人々が参加した「世代間交流事業」を開催し、冬には保護者も豚汁サービスで参加した「豊栄雪まつり」や「雪合戦大会」を開催しています。生徒の代表は「地域の人とふれあえて、地域のことを知り、地域のことが今まで以上に好きになった。一人ではできないが、一緒に活動する仲間がいたのでやってこられた」と、地域への愛着や地域の仲間たちとの絆を育て、地域の活性化に向けた活動を行うことが出来た喜びを語っています。



皆神山マラソン

2 成果と課題

(1) 成果

子どもたちは、ボランティア活動を通じて、地域の一員としての自覚に芽生え、地域の行事や伝統芸能などに積極的に参加するようになり、地域の活性化だけではなく、地域への愛着や誇りを持つようになりました。

地域住民が中心となり、歴史的文化財を生涯学習の舞台として、まちおこし文化活動を始めました。家庭や学校を巻き込んだ、子どもたちのボランティア活動により、地域づくりを進めるようになりました。将来、地域の文化芸能を引き継ぐだけでなく、まちづくりを担う人材として地域を背負っていくものと期待しています。



(2) 課題

- ① 家庭や学校の理解と協力…協力が得られないと地域での活動力が高まらない。
- ② 地域の協力体制づくり…地域で子どもたちを支援する人たちの組織づくりが必要
- ③ 子どもたちへのサポートと後継者育成…受験や就職により地域外へ出て行く等で、地域活動や地域の文化芸能を継承することが困難になることも考えられる。

(3) 今後の方向性

- ① 地域の子どもたちの中には、地域と関わりを持ちたいと思っている子どもたちもいます。子どもたちが生まれ育った松代に、愛着と誇りを持てる具体的な活動の場と地域をさらに広げ、関わることのできる子どもたちを育てていきたい。
- ② 企画・計画・実行・実践・反省・総括という子どもたちの参画の機会を増やしていくことにより、地域づくりを担う人づくりを進めたい。
- ③ 「エコール・ド・まつしろ倶楽部」の活動をさらに地域に広め、松代をより深く知り、松代に住んで良かったと感じ取れる大人も育つことが必要である。それにより、地域に活動が生まれ、人々の輪が広がる。ボランティア活動や松代の文化等を学ぶことを通して、地域の歴史や人々の想いを知ることができる。今ある「松代」を大切に、これからもまちの一員として松代の魅力を発信していきたい。
- ④ 社会教育委員は、全体的な社会教育の視点から、これからも地域の活動にかかわっていききたい。

「エコール・ド・まつしろ倶楽部」とは

趣味やたしなみごとを通じ、松代を訪れた方のおもてなしや交流を行う「専科」と名付けられたグループの集合体です。松代を訪れる人々を遊学城下町松代にお迎えし、松代の魅力をより深く味わっていただけるよう、歴史的なおもむきのある文化財を活用しながら文化交流の輪を広げるために様々な活動を実施する団体です。

学校・家庭・地域をつなぐ わくわく村

はじめに

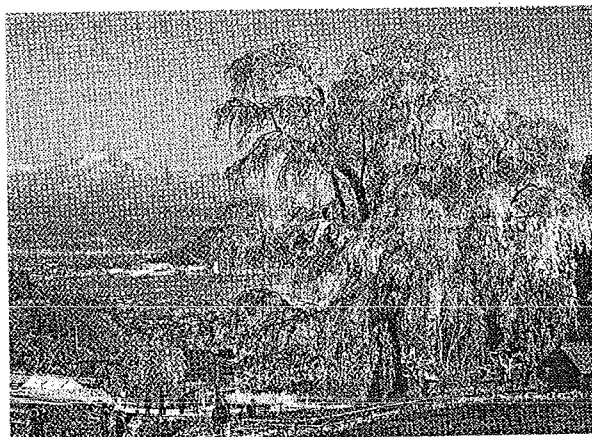
(1) 高山村の概要

高山村は、長野県の東北部に位置し、南は須坂市、西は小布施町、北は山ノ内町、東は群馬県と境を接した自然豊かな農山村で、村の面積の85%が森林で、その大半が上信越高原国立公園に指定されています。

国立公園内の急峻な松川渓谷と西に広がる松川扇状地からは、善光寺平を一望できるほか、北信五岳や3,000m級の北アルプスをはるかに望むことができる風光明媚な村です。

こうした自然環境を生かし、近年、「日本で最も美しい村」連合の一員として、また、「ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）」に全村登録された村として、かけがえのない農山村の原風景や文化を後世に引き継ぐとともに、自然に優しい環境保全型農業や自然エネルギーの活用などを図り、自然と人とが共生する村づくりを推進しています。

人口は、平成30年4月1日現在7,150人、うち小・中学生が555人、65歳以上人口が2,387人で、いわゆる高齢化率は33.3%となっています。



樹齢270年の水中のしだれ桜から北信五岳を望む

(2) 社会教育委員の状況

- ① 委員の構成 7名体制（男性5名、女性2名）
 学校教育関係1名、スポーツ関係者3名、青少年育成1名、
 家庭・PTA関係1名、共育コーディネーター1名
- ② 主な取り組み 定例会 年間2回。教育委員との懇談会
 「わくわく村」の企画やコーディネートなど

1 実践内容

(1) 実践の経緯とねらい・ねがい

テレビやゲーム、パソコン、携帯電話や、核家族化によって親子のふれあいや兄弟愛を知らずに育つ子どもが増えるとともに、地域社会とのつながりの希薄化による、事件・事故・犯罪等の発生や道徳概念の欠落、親子の触れ合う時間の減少に伴う躰の難しさなど、子どもたちに関わる問題は多岐にわたってきました。

こうした子どもたちがおかれている環境を危惧し、平成14・15年度のPTA役員などが中心となり、何をすればいいのか、また、何ができるのか、を話し合いました。

その結果、子どもたちにたくさんの経験をさせ、より親子のつながりを深めるとともに、地域との強いつながりを築き、地域全体で子どもたちを育てようと、行動を起こすこととしました。

学校に講師を招いて学習会等を開催するだけでなく、子どもたちと一緒に地域に飛び出し、地域と触れ合うことで、学校や子どもたちに対する地域の関心が高まり、「地域の子どもは地域で育てる」という機運が地域に浸透していくものと考えたのです。

(2) 実践の具体的内容

① 「親子わくわくデー」の開催

平成15年6月14日、小学校授業公開日にあわせて「親子わくわくデー」が開催されました。児童や保護者への希望調査を基に、「囲碁・将棋教室」「そば打ち教室」「大正琴教室」などの19講座を、小学校や公民館などを会場にして、小学生520人、保護者490人、スタッフ60人の総勢1,070人が楽しみました。

② 反省点を生かし、次年度の開催を検討

「親子わくわくデー」開催後のアンケートでは、7割が「楽しかった・日頃できない親子の触れ合いができてよかった」と回答。その反面、「2時間では簡単にできる体験だけになってしまう」「各講座は単発で継続性がない」「1,000人参加の講座を一斉に開催するのは運営役員の負担が大きすぎた」など、改善の余地がはっきりと見えてきました。

③ 「わくわく村」の誕生

この反省を生かし、1日で開催していたものを半年間に亘って開催することとし、単発の講座のほか、複数回の講座、体験型、最終的に作品を作り上げる講座など、形態を一新し、名称も「わくわく村」に変更しました。組織もPTAの常任委員会の一つの「特別委員会」に位置づけ、地域の方々や村公民館事務局、学校の担当職員を配した「わくわく村運営委員会」を設置しました。活動の成果は、毎年11月に開催される「しらかば学習発表会」(小学校の文化祭)で1年間のまとめとして発表、作品は展示します。

こうして学校と家庭、地域が連携・協働し、子どもたちを育てる仕組みが動き始めました。



自然とのふれあい(ホタル学習教室)

(3) 実践における社会教育委員の役割

社会教育委員は子どもたちのニーズを把握し、地域住民の声を反映させ、ある時は地域資源をつなげ、課題を解決に導くため、生涯学習計画の審議と併せて「わくわく村運営委員会」の構成員として企画に参画しています。特に2年目からは、わくわく村の事務局として全体をコーディネートし、時には講座の講師を務めるなど、深く関わりながら活動しています。

(4) 実践における関係機関等との連携

設定される講座のうち、「わくわく村」独自の講座が約半分。残りの半数は、村公民館が企画する生涯学習事業の講座と連携したものとなっています。

これら講座には、古道復活みちおしえの会、農業委員会、社会福祉協議会、千石ホタルの会、高山太鼓、アルプホルンクラブなど、村内の様々な団体の方が講師になってくださり、この連携は村がすすめる地域との協働の取組みの代表例です。これも「地域の子どもは地域で育てる」というわくわく村のねらいに共感し、取り組んでいただいた成果です。

2 成果と課題

① 今年で15歳

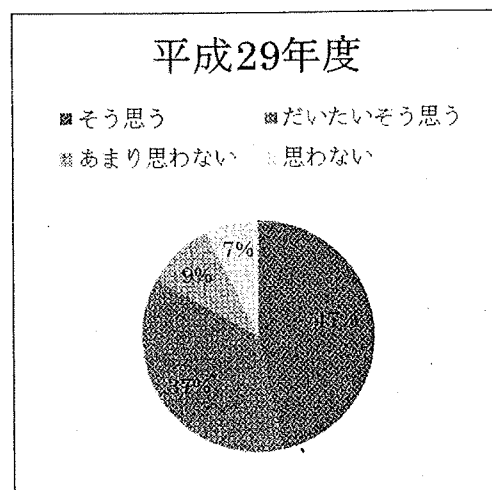
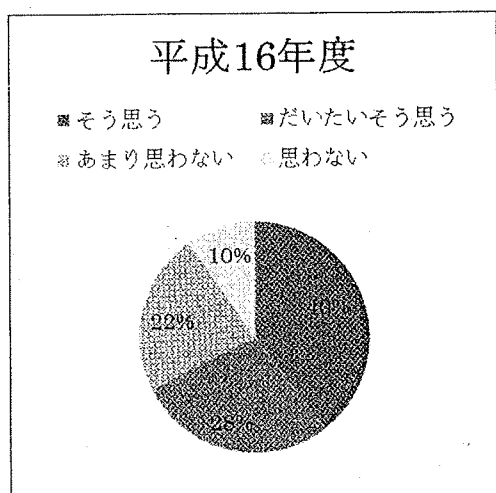
「わくわく村」は、平成16年度から平成29年度までの14年間で、6,200人余りの児童の参加実績を残してきました。毎年度、20前後の講座が設定され、参加者は、小学校1年生から6年生までの児童とその保護者あわせて1,000人を超える年もあります。

そして、平成30年度、この「わくわく村」も15年目を迎えました。

この間、平成22年度には、それまでの「わくわく村」の取り組みが認められ、文部科学大臣賞を受賞することができ、「わくわく村」に関わった者、学校、社会教育関係者のみならず、多くの村民と喜びを分かち合いました。「地域の子どもは地域で育てる」というわくわく村のねがいが形になって評価されました。

② 圧倒的な継続希望

こうした取り組みに対する参加者の反応は、毎年、開催期間が終了した後に実施するアンケートにより把握し、反省点等の分析をし、次年度へ向けての改善点の参考としています。次年度も「わくわく村」を続けてほしいか、の質問に対して、「継続してほしい」と考える保護者が毎年、増加していることがわかります。



アンケートの結果から、子どもたちからは一定の評価を得ており、親も“子どもたちが楽しんでいる”と思っており、多くの保護者が「楽しい学びの機会になった」と感じています。

③ 課題を解消、さらに魅力ある「わくわく村」に

多くの児童、保護者、教員、そして地域が、それぞれの立場で変化を感じとっています。

子どもたちは、地域に愛着を持ち、親や地域の方の真剣な姿に触れ、親は、子どもの成長、打ち込む眼差しを肌で感じ、共通の話題を持ち、親同士・地域との親睦・交流が深まりました。教員は、学校以外で、地域で成長する子どもたち姿を見て取れるようになり、地域では、子どもたちとのふれあいを通して、エネルギーを感じ取り、活動継続の源になっています。

これまで続けてこられたのは、だれかの頑張りではなく、関わったすべての人たちの頑張りのおかげです。

これからも私たちは、親子がともに楽しめ、触れ合える場・講座等を企画・提供するとともに、地域に開かれた学校づくりの一端を担い、地域と学校とのつながりにより、課題を解消しながら魅力ある「わくわく村」を運営していきます。子どもたちが地域を知り、多くの人との絆を作ること、地域の大人たちが少しの“ずく”を惜しまず、「地域の子どもは地域で育てる」という機運を高めていきます。ともに育んだ「共育の輪」は年々大きく成長しています。



親子いっしょに（手作り紙飛行機教室）

第2分科会

公民館活動と社会教育

会場 ▶ JA長野県ビル 12階 12A会議室

テーマ

公民館活動と社会教育のあり方

～古くて新しい公民館活動をヒントに
持続可能な地域づくりについて考える～

実践事例発表者

〈千葉市（政令市）〉

千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課 主査

野中 智史 さん

〈上田市（長野県）〉

上田市上野が丘公民館 社会教育指導員

小林 成子 さん

〈王滝村（長野県）〉

王滝村教育委員会・王滝村公民館 主事

木下 大輔 さん

ファシリテーター

長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 企画幹

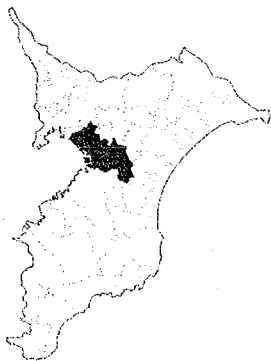
木下 巨一 氏

担当 東信教育事務所 上小・佐久地区社会教育委員連絡協議会

公民館の役割と指定管理者制度

はじめに

(1) 千葉市の概要



東京湾の湾奥部に面し、千葉県ほぼ中央部に位置します。

全体的に平坦な地形のため、都市の成長とともに市街化が進みましたが、温暖な気候と肥沃な土地、豊かな緑と水辺など自然環境に恵まれています。人口977,182人。(平成30年6月1日現在)

本市のほぼ中央部にある加曾利貝塚は、縄文時代の貝塚の中で最大級の規模・質を誇る貝塚として知られています。5千年前から2千年にわたって縄文時代の人々が暮らし続けた集落遺跡であり、縄文時代を象徴する遺跡として貝塚としては全国で初めて、平成29年10月13日に国特別史跡に指定されました。

(2) 社会教育委員会議の状況

① 社会教育委員の構成 男性6名 女性6名 の12名体制

② 近年の活動

平成28年度	5回開催	公民館のあり方、指定管理者制度の導入等について審議
平成29年度	3回開催	生涯学習施設視察、公民館使用制限一部緩和の方針等について報告
平成30年度	第1回会議	公民館使用制限一部緩和について諮問、「(仮称)千葉市放課後子どもプラン」の策定について意見徴収

1 実践内容

(1) 本市の公民館の現状

① 千葉市では、47館の公民館があり、これまでも公民館が市民の交流や学びの場としての役割を担い、年間で延べ100万人を超える市民が利用していますが、利用者数、講座開催数が減少傾向にあります。

	平成19年度	平成29年度
利用者数	1,229,636人	↓ 1,094,425人
講座数	935件	↓ 787件
延受講者数	53,740人	↓ 36,932人

② 運営に必要な予算の確保に努めてきましたが、学校施設等の耐震化を最優先に進めたことなどから、報償費や修繕料等の管理運営費が十分に確保されていない状況です。

	平成19年度決算額	平成29年度決算額
管理運営費(人件費除く)	375,230千円	285,196千円
【主な内訳】報償費	18,957千円	5,011千円
修繕料	17,501千円	18,420千円
消耗品費	31,570千円	13,049千円

③ 市の人事制度では、異動が必須であり、また少人数職場であることから、職員の人材育成が思うように進まず、公民館に専門職員の配置や社会教育主事等の資格を取得させることが困難です。

④ 築40年以上の施設が8施設、築30年以上40年未満の施設が18施設あり、老朽化が進行しています。

(2) 公民館を取り巻く状況と課題

① 時代の変遷による生涯学習ニーズの多様化

急速に変化・多様化する現代社会において、多岐にわたる生涯学習ニーズを把握し、講座や蔵書を充実させる必要があります。

② 地域コミュニティの希薄化

住民同士のつながりの希薄化や地域団体役員の高齢化・固定化等が進んでおり、地域課題の解決を担う人材の育成や、関係者が幅広く参加協働できる仕組みづくりが求められています。

③ 適切な施設整備

快適な施設環境を提供するとともに、施設の長寿命化を図るため、適切な施設整備を行う必要があります。

(3) 今後の方向性

① 社会教育施設としての機能向上はもちろんのこと、幅広い市民の多様な利用に供する地域の総合交流拠点として充実を図ります。

② 地域住民による講座の企画立案等を含めた地域参画を拡充します。

③ 取り巻く課題に対応し、市民サービスを向上させるため、指定管理者制度の導入を含め、効率的な管理運営手法の活用を図ります。



市民サービスの向上と管理運営の効率化を目指し、平成30年4月から全公民館一括で指定管理者制度を導入し、指定管理者として公益財団法人千葉市教育振興財団を指定しました。

(4) 指定管理者制度導入のメリット

① 公民館と生涯学習センターの管理者が同一となり、より連携を深めることで、財団の有する人材・ノウハウ等の共有が可能となります。

相互に学習成果を還元できるようにするとともに、多様な主体と連携した事業の一部を公民館において実施するなど、公民館において多様な学習機会を提供します。

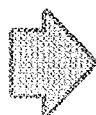
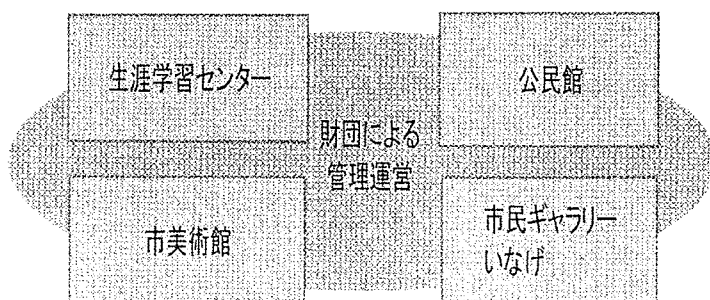
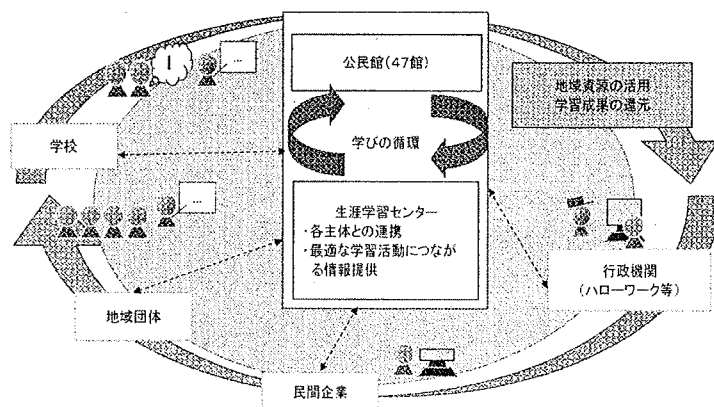
② 職員の継続性・専門性の向上

全ての職員が継続して教育分野に携わることにより、経験やノウハウが蓄積されます。

財団において、社会教育主事等の資格取得や研修受講が積極的に行われることにより、各公民館へ段階的に社会教育主事が配置されます。

③ 柔軟な職員配置による管理運営費の再配分

財団が比較的柔軟な雇用体系で職員配置を行うことにより、公民館の運営にかかる経費の効率化が図られます。



主催講座の質・量の向上や適切な施設整備に必要な財源の確保し、学習の場として適切な施設環境をめざします。

2 成果と課題

(1) 指定管理者導入により見込まれる成果（指定管理者からの運営内容の提案）

- ① 社会教育に関する情報の収集・提供及び生涯学習相談事業
生涯学習相談について生涯学習センターと連携を図り、的確な学習情報の提供を行い、相談者のニーズを的確に把握し、市民の生涯学習活動の支援を行っていきます。
- ② 社会教育に関する講座等の開催事業
(平成28年度763講座から、第1期指定管理期間終了までに年間300講座以上拡充)
 - ア 郷土の理解を深める講座・事業の実施
千葉県ならではの特色ある地域の歴史講座、縄文時代に関する講座、千葉のまちの礎を築いた千葉氏に関する講座等、多様な学習講座・事業を実施します。
 - イ 現代的課題学習講座・事業の実施
生涯学習施設、高等教育機関、行政機関等と積極的に連携しながら、ICT、環境保全、資源エネルギー問題、国際理解、少子・超高齢社会など、現代的課題を解決することを目的とした学習機会の提供に努めます。
- ③ 指導者等養成事業
公民館クラブ・サークル代表者やこども会リーダー等を対象として各団体の学習活動や地域活動に必要な能力を高めるため、指導者等養成研修を実施します。
- ④ 社会教育活動の支援に関する事業
市民が主体的に学び、身に付けた知識や技術を積極的に活用し、学習成果を地域に還元することにより、地域における学習意欲の向上、課題解決への取組みを促進します。
地域還元の一つとして、学習成果を発表する場である公民館文化祭を支援します。文化祭の支援を通じて地域の人々の交流を深め、仲間づくりや地域の活性化に寄与します。
- ⑤ 社会教育主事有資格者の確保
公民館の運営において、業務水準の向上に特に必要と思われる社会教育主事等の有資格者を積極的に採用するほか、職員の資格取得に係る費用を助成します。
- ⑥ 管理運営の効率化
公民館の運営にかかる報償費・修繕費・消耗品費（図書購入費含む）等を現状から2倍程度に増額し、学習活動に快適な施設環境を整えます。

	平成29年度予算額	平成30年度予算額
管理運営費（人件費含む）	1,318,174千円	1,289,960千円
【主な内訳】報償費	5,011千円	12,027千円
修繕料	18,420千円	33,156千円
消耗品費	13,049千円	22,174千円

(2) 課題

- ① 指定管理者の管理運営のチェック
管理運営の状況を継続的に点検・評価し、設置目的が効果的に達成されているかについて検証していくために、モニタリング及び評価を適切に行っていく必要があります。
- ② 職員の資質の向上
業務水準の向上を図るため、社会教育主事資格の取得だけでなく、専門的知識の習得やコミュニケーション能力、企画力の向上を図るため、積極的に各種研修へ参加する必要があります。
- ③ 防災体制の連携
地域に最も身近な公民館は避難所に指定されているため、市と密接に連携した防災体制を構築する必要があります。

夏休み上野が丘わいわい塾 ～地域の子どもは地域で育てよう！～

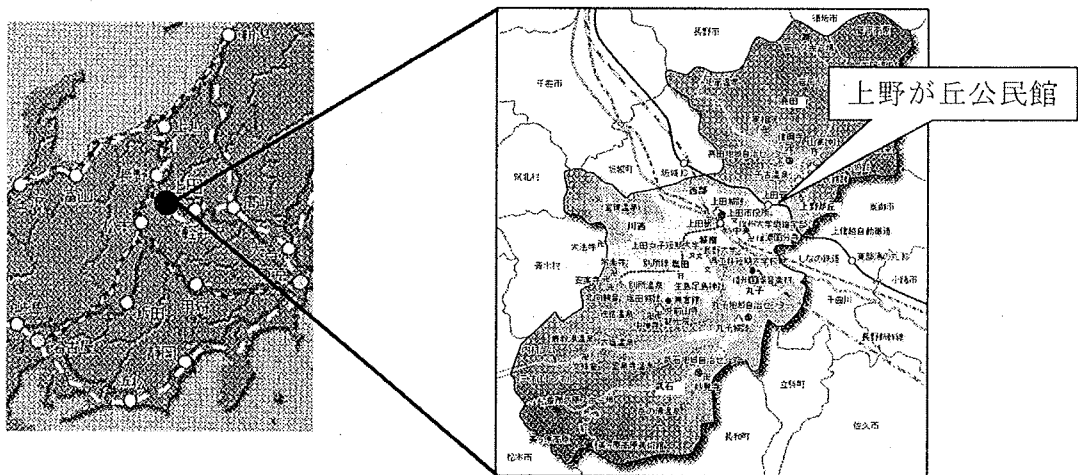
はじめに

(1) 上田市・上野が丘公民館の紹介

上田市は、日本のほぼ中央に位置し、北陸新幹線上田駅や上信越自動車道上田菅平インターチェンジなどの玄関口を持つ。平成の大合併により菅平高原から美ヶ原高原までの広大な面積と人口約16万人を擁する長野県内3番目の地方都市となる。

上野が丘公民館は、上田市東側の神科・豊殿地区内を統括する上田市の基幹公民館であり、上信越自動車道上田菅平インターチェンジの御膝元に立地。

(人口約2万人 32自治会)



(2) 事業の背景

地域住民の中から「子どもが遊びたくても遊ぶところがない」「子どもたちが小学校の枠を越えて交流することができないか」「地域で子どもを育てるといけど」などの声が公民館に寄せられた。実際に、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、地域の中で子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所が無くなりつつある。そこで、公民館が中心となり地域住民と一緒に子どもたちの居場所づくりを模索する。当時の公民館運営審議委員の皆さん、公民館地区内各小学校の校長先生、民生委員を始めとする地域の皆さんに声をかけ、平成24年の夏休みから「公民館に、大勢の小学生や地域の大人が集って学習や体験のできる場をつくる」を目的として本事業を始めた。

1 実践内容

(1) ねらい

- ① 活動を通して、年齢や学校の異なる児童同士、地域の大人との交流を深める中で相互理解や仲間づくり、居場所づくりを目指す。
- ② 自分の住んでいる地域を学ぶことで地域の魅力を発見し、愛着を持てるよう工夫する。
- ③ 子どもだけでなく、参加した地域の大人同士が交流する場とし、地域のつながりの輪を広げる。

(2) 枠組み (※平成29年度実績)

- ① 日時：平成29年7月31日(月)～8月3日(木)

午前9:00～午後4:00

※例年、夏休み開始直後の月曜日から木曜日までの4日間開催

- ② 活動場所：上野が丘公民館全館、市民の森公園 他
- ③ 対象者：100名（地域内4小学校の1年生～6年生）
- ④ 運営スタッフ：総勢106人+公民館職員6人

- ア 大人の地域ボランティア63人
- イ 学生ボランティア39人（中学生25人・高校生10人・大学生4人）
- ウ ベトナムからの就労研修生4人
- エ 公民館職員6人

(3) 活動内容

① 事前活動として

- ア 運営委員会（わいわい塾で行う体験活動を企画運営する地域住民の責任者9名で構成）を4回及び、ボランティア会議を3回開催。その年のわいわい塾の骨組み、内容の検討など
- イ 学生ボランティアの事前研修会（2回）の開催
役割分担や意識付け
- ウ 保護者説明会の開催
参加者の保護者に向けて4日間の過ごし方と準備事項の確認など

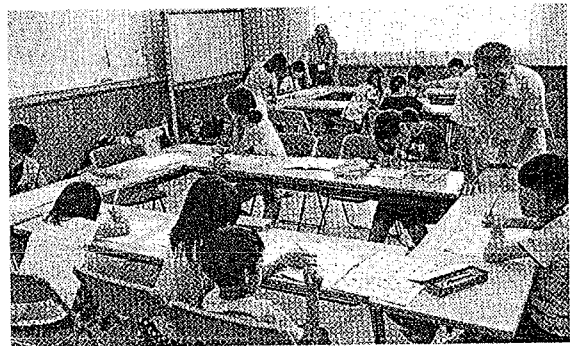
② 4日間の活動

ア 仲間づくり活動（1日目午前）

NPO法人アフタフバーバンあそび環境Museumの指導員をファシリテーターとして、初対面の子もたちがリラックスできるような活動と班づくりを行う。（12班）

イ 自主学習（1日目午前）

30分2コマの学習時間に夏休み帳やドリルなどを集中して行う



自主学習（地域ボランティアが支援）



良泉寺での坐禅体験

ウ 地域探訪（2日目午前）

地域内にある真田家に所縁のある良泉寺で坐禅の体験と地元の偉人の紙芝居鑑賞をローテーションで行う

エ 野外活動（3日目終日）

市民の森公園にて、「火育」として消防署員から火の取り扱いについて聞いた後、昼食用のカレーのご飯として、ビールの空き缶を使った「サバイバル飯炊き」を体験。昼食後は、野外遊び。

オ サイエンス体験（4日目午前）

佐久市子ども未来館館長を講師に招いてのサイエンスワークショップ

カ 地域の先輩のコンサート（4日目午前）

保育士や教員を目指す学生ボランティアの演奏によるコンサート

キ 工作（1、2、4日目午後）

身近な自然の中の材料を使った壁掛け制作



市民の森公園での野外遊び

ク おやつづくり（1、2、4日目午後）

「家にあるものでおやつを作ろう!」とし、残りごはんや食パン、家庭用調味料など用い、班毎のオリジナルのおやつづくり

ケ 運動（1、2、4日目午後）

学生ボランティアの企画・運営によるミニ運動会

（※工作、おやつづくり、運動は3グループのローテーションで行う）

③ その他

ア 日報の発行（4日間）

その日の活動を保護者にも知ってもらうためA4版両面刷りの日報を発行し、迎えの保護者に渡す。

イ 出席カード（4日間）

帰りの会でその日に印象に残ったことを出席カードの記入欄に書いて、家族の人に伝える。（保護者が自由に記入できる保護者欄有り）

ウ わいわいマーチ

振り付きのわいわい塾オリジナルテーマソングで、朝の会と運動の前に音楽に合わせて体操を行う。

エ わいわい通貨

運動の後、おやつ（駄菓子）と交換するために用いるオリジナル通貨。

オ わいわいケーキ

米粉と地元産のブルーベリーを使ったオリジナルケーキ。おやつ担当ボランティアさんの特製で、工作の後のおやつとして提供する。

2 成果と課題

(1) 成果

① 平成24年から毎年連続で実施しており、平成29年までの参加児童は延べ560人を数え、地域のボランティアは延べ430人を数える。

② 大人のボランティアは、地域のシニア世代中心から教員や保育士志望の大学生にまで拡大していった。

③ 小学生の時に参加していた児童が中学生に上がり学生ボランティアとして参加し、小学生のリーダー役となり活動をサポートするようになった。良いサイクルが生まれている。

④ 地域のボランティア同士のつながる場となり、そこから神科小学校、豊殿小学校の学校支援に発展していった。



中・高生ボランティアも活躍

(2) 課題

① 今後も継続し続けるための仕組みや組織づくり

② 地域ボランティアの高齢化対応

③ 地域の児童が通う4小学校に対してのわいわい塾の周知について

(3) 今後の展望

上野が丘わいわい塾が、住民自治組織や「地域づくり」の活動の一端を担えるような事業として地域内で位置づけられること。

子ども大人がともに“心育ち”～わくわく人権みんなの樹業の^{じゅぎょう}実践から～

はじめに 「最近うれしかったことは？」

「最近、うれしかったことは何ですか？」

「うれしかったこと」を学校や家族、そして住民の皆さんどうしてどのくらい話していますか？

1 実践内容

(1) 学校と村民、みんなが一緒に人権学習する場をつくりたい！

長野県王滝村は人口770人（平成30年5月1日現在）であり、みんなが顔見知りの村です。私自身も村民の方と接することが多く、村民の方を含め子どもたちからも「大ちゃん」と呼ばれています。そんな、アットホームな雰囲気のある村ではありますが、子どもたちの人間関係の固定化やコミュニケーションの不足は否めません。

また、村内では少子高齢化や将来の村づくりに対する見通しがもてないなど地域全体の課題も山積です。「10年、20年後を見据えたプランづくり」についてですが、村の長期ビジョンであり、そのためには子どもたちにスポットを当てて行く必要があると感じています。「将来を担う子どもの育成」は地域の役割です。地域全体で子どもを育みながら、子どもと一緒に夢に向かって歩いていきたいと考えます。子どもと大人がともに学び、ともに喜び、ともに笑いたい！

☆コラム1☆「インタビュー！『王滝村』」

- Q1：人口は何人ですか？ A1：約770人です！
- Q2：小中学生の人数は？ A2：小中学校 併せて38名です！
- Q3：村の特産は？ A3：王滝かぶ、すんき、万年ずし（川魚をご飯で塩つけした郷土食）
- Q4：人権講座は何回やる？ A4：学校と地域が一緒の人権学習は年5回程度行います。
公民館主事がファシリテーターとなり、社会教育委員をはじめとした地域の方が講座を進めます

(2) 子どもも大人もともに“心育ち”していくわくわく人権樹業

社会生活において、物事に対して様々な考え方や解釈があります。例えば社会教育関係の講座の企画や運営の仕方についても様々な意見が出されます。



あってもいいちがい？ あってはいけないちがい？

山野小学校は、うんどうかいのかけっこを、てい学年は男女いっしょの組ではしる。
海野小学校は、てい学年でも男女をわけた組ではしる。

☆同会は、中学生にお楽しみします。

①はじめに、わからないことがないか、みんなに聞いてください。

②次に、一人ひとりの考えを聞いていきます。
「どうしてどうおもうのか」をていねいに話しましょう。

③全員の考えが同じなら、それをグループの結論としてください。
ちがっていたら、「おもしろいのはどれか」を話し合っ、結論をだしてください。できるだけ、みんなが なっとくできるように、きょうりよく話し合ひましょう。

例えば、左記の運動会に関する問いにおいては、「子どもの人権」「男女同権」「コミュニケーションのあり方」といった複数の要素が関わってきます。それがゆえに、小学生や中学生、保護者、学校教職員そして地域の皆さんそれぞれの立場や経験により様々な違った意見が出てきます。

だからこそ、一緒に学習

【大人の行動規範】

子どもの手本となる50の言葉

うつのみや人づくり推進委員会

宇都宮市では、「人間力の高い、心豊かでたくましく生きる人」を目指して、家庭、地域、学校、企業などが、世代の違いを超えて、心を一つに、横のつながりを深めながら、社会総ぐるみによる人づくりを推進しています。

社会総ぐるみによる人づくりをより一層推進するために、
大人が子どもの手本として行動する拠り所として、

「子どもの手本となる50の言葉」を選定しました。

●こんな言葉を選んでいきます●

- ・ 日本に古くから伝わることわざや故事成語など、先人の知恵がつまっておき、行動に深みを与えてくれる言葉から選んでいます。
- ・ 宇都宮市の小中学校では、ことわざや故事成語を用いて、子ども向けに「心を育てる50の言葉」を選定し、活用しています。子どもと同じ目標を共有し、家庭等で子どもと大人が話し合うきっかけとなるよう、子ども版に記載されている言葉を中心に、アンケートで多くの市民の皆様を選んでいただきました。
- ・ 宇都宮市の市民と行政が共有する人づくりの指針である「宮っこ未来ビジョン」で目指す行動目標とつながっています。

例えば…

- ・ 目標実現に向けて、確固たる意志をもちながら、自己の責任において、粘り強く自己実現に取り組むこと
- ・ 激変する社会で、常に学び続ける姿勢をもつとともに、必要な情報を活用しながら創造的に問題解決すること など

●ぜひ、ご活用ください●

- ・ 言葉が示す意味について考えてください。
- ・ 座右の銘のように、言葉をそばに置き、子どもの手本としての行動を心がけてください。
- ・ 家庭等で、子どもと大人が話し合うきっかけとして、ご活用ください。

うつのみや人づくり推進委員会

宇都宮地区幼稚園連合会、宇都宮市私立保育園協会、宇都宮市小学校長会、宇都宮市中学校長会、栃木県高等学校長会宇都宮支部、栃木県私立中学高等学校連合会、国立大学法人宇都宮大学、宇都宮市PTA連合会、宇都宮市青少年育成市民会議、陽南中学校おやじの会、宇都宮市子ども会連合会、宇都宮市体育協会、宇都宮市地域婦人会連絡協議会、宇都宮市社会教育委員の会議、城東小学校魅力ある学校づくり地域協議会、宇都宮商工会議所、東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社、一般社団法人清原工業団地総合管理協会、株式会社下野新聞社、株式会社エフエム栃木、宇都宮市、宇都宮市教育委員会

お問い合わせ先（うつのみや人づくり推進委員会事務局）

うつのみや人づくり推進委員会事務局（宇都宮市教育委員会教育企画課内） 電話 028-632-2707

【大人の行動規範】

「 子どもの手本となる50の言葉 」

1	雨垂れ石をうがつ <small>(あまだれいしをうがつ)</small>	26	千里の道も一歩から <small>(せんりのみちもいっほから)</small>
2	過ちては即ち改むるに憚ること勿れ <small>(あやまちてはすなわちあらためるにはばかることなかれ)</small>	27	惻隠の心は、仁の端なり <small>(そくいんのこころは、じんのたんなり)</small>
3	案ずるより産むが易し <small>(あんずるよりうむがやすし)</small>	28	備えあれば憂いなし <small>(そなえあればうれいなし)</small>
4	石の上にも三年 <small>(いしの上にもさんねん)</small>	29	玉磨かざれば光なし <small>(たまみがかざればひかりなし)</small>
5	一隅を照らす <small>(いちぐうをてらす)</small>	30	ちりも積もれば山となる <small>(ちりもつもればやまとなる)</small>
6	一期一会 <small>(いちごいちえ)</small>	31	鉄は熱いうちに打て <small>(てつはあついうちにうて)</small>
7	一寸の虫にも五分の魂 <small>(いっすんのむしにもごぶのたましい)</small>	32	努力する人は希望を語り怠ける人は不満を語る <small>(どりょくするひとはきぼうをかたりなまけるひとはふまんをかたる)</small>
8	縁の下の力持ち <small>(えんのしたのちからもち)</small>	33	情けは人のためならず <small>(なさけはひとのためならず)</small>
9	己の欲せざる所、人に施すこと勿れ <small>(おのれのほっせざるどころ、ひとにほどこすことなかれ)</small>	34	為せば成る 為さねば成らぬ何事も 成らぬは人の為さぬなりけり <small>(なせばなる なさねばならぬなにごとく ならぬはひとのなさぬなりけり)</small>
10	思い立つ日を吉日 <small>(おもいつひをきちじつ)</small>	35	七転び八起き <small>(ななころびやおき)</small>
11	学問に王道なし <small>(がくもんにおうどうなし)</small>	36	人寸陰を惜しまば、われ分陰を惜しまん <small>(ひとすんいんをおしまば、われぶんいんをおしまん)</small>
12	艱難汝を玉にす <small>(かんなんなんじをたまにす)</small>	37	人のふり見てわがふり直せ <small>(ひとのふりみてわがふりなおせ)</small>
13	聞くは一時の恥 聞かぬは一生の恥 <small>(きくはいつときのはじ きかぬはいっしょうのはじ)</small>	38	百聞は一見にしかず <small>(ひゃくぶんはいっけんにかず)</small>
14	義を見てせざるは勇無きなり <small>(ぎをみてせざるはゆうなきなり)</small>	39	故きを温ねて新しきを知る <small>(ふるきをたずねてあたらしきを知る)</small>
15	勤勉は成功の母 <small>(きんべんはせいこうのぼは)</small>	40	実るほど頭を垂れる稲穂かな <small>(みのるほどこうべをたれるいなほかな)</small>
16	君子の交わりは淡きこと水の如し <small>(くんしのまじわりはあわきことみずのごとし)</small>	41	物も言いようで角が立つ <small>(ものもいいうでかどがたつ)</small>
17	継続は力なり <small>(けいぞくはちからなり)</small>	42	やって見せ、言って聞かせて、させてみせ、褒めてやらねば人は動かじ <small>(やってみせ、いってきかせて、させてみせ、ほめてやらねばひとをうごかじ)</small>
18	三人寄れば文殊の知恵 <small>(さんにんよればもんじゆのちえ)</small>	43	良薬は口に苦し <small>(りょうやくはくちにながし)</small>
19	しあわせはいつもじぶんのところがきめる (相田みつを)	44	若い時の苦労は買ってでもせよ <small>(わかいときのくろうはかってでもせよ)</small>
20	親しき中にも礼儀あり <small>(したしきなかにもれいぎあり)</small>	45	わが身をつねって人の痛さを知れ <small>(わがみをつねってひとのいたさをしれ)</small>
21	失敗は成功のもと <small>(しっぱいはせいこうのもと)</small>	46	和顔愛語 <small>(わが顔あいご)</small>
22	正直は一生の宝 <small>(しょうじきはいっしょうのたから)</small>	47	禍を転じて福となす <small>(わざわいをてんじてふくとなす)</small>
23	少年老いやすく学成り難し <small>(しょうねんおいやすくがくなりがたし)</small>	48	笑う門には福来る <small>(わらうかどにはふくきたる)</small>
24	初心忘るべからず <small>(しょしんわするべからず)</small>	49	我以外皆我師也 <small>(われいがいみなわがしなり)</small>
25	人事を尽くして天命を待つ <small>(じんじをつくしててんめいをまつ)</small>	50	和を以て貴しとなす <small>(わをもつてとうとしとなす)</small>

～特に意識したい言葉～

このほか、記載のない言葉の中にも、子どもの手本として意識すべき言葉があります。50の言葉を含め、自分の言葉を探してみてください。

平成 3 1 年度 社会教育関係団体に対する補助について

◎ 趣旨

平成 3 1 年度の社会教育関係団体に対する補助金交付について意見を聴取するもの

※本来，自由で自主的な活動を旨とする社会教育関係団体に対し行政が補助金を支出することによって，団体に対し不当な統制的支配や干渉が加えられることがないよう，本補助の目的があくまで団体による社会教育活動の支援であり，団体の運営そのものに干渉するものではないことを確認していただくもの

1 社会教育関係団体への補助金交付の条件

(宇都宮市社会教育関係団体補助金交付要綱による)

- (1) 本市に事務所を置き，本市域内で社会教育活動を行っている団体
- (2) 営利を目的とせず，会員が自主的に運営している団体
- (3) 本市社会教育の振興に寄与すると認められる事業を行う団体

2 社会教育関係団体への補助金に関する関係法令

○社会教育法第 1 3 条

「国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には，あらかじめ，国にあつては文部科学大臣が審議会等で政令で定めるものの，地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には，条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。」

3 平成 3 1 年度交付予定団体

- ・宇都宮市子ども会連合会
- ・宇都宮市 P T A 連合会
- ・宇都宮市地域婦人会連絡協議会
- ・宇都宮市文化協会

30年度 社会教育関係団体の概要及び補助金額

(生涯学習課補助)

(生涯学習課補助)

No. 1

団 体 名	宇都宮市子ども会連合会	宇都宮市PTA連合会
代 表 者 名	山 口 康 夫	福 田 治 久
事 務 局	宇都宮市天神1-1-24 宇都宮市教育センター内 (TEL 6 3 2 - 1 1 5 5)	宇都宮市天神1-1-24 宇都宮市教育センター内 (TEL 6 3 2 - 7 8 5 6)
会 員 数	子ども会員 約25,200名 育成者,指導者 約12,600名	約38,000名
目 的	各地区子ども会育成会連絡協議会(地区子連)相互の連携を強化し,各地区子ども会活動の活性化に努め,もって次代を担う青少年の健全育成に寄与する。	単位PTA相互の連絡と協力による児童・生徒の健全な育成,各PTA組織のさらなる発展等の共通目的の達成を目指す。
30年度の補助対象事業	○指導者育成者研修会(年3回) ○宇都宮リーダーズクラブ(高校生)の育成強化 ○地区子連活動の助成	○校長・会長研修会 ○指導者研修会 ○単位PTA研修補助 ○ブロック活動 ○常置委員会の活動 (組織運営委員会・広報委員会・生活指導委員会・研修委員会・保健体育委員会・学年学級委員会) ○市P連新聞発行(年2回) ○文化活動
備 考	類似団体 ・青少年育成市民会議 青少年の健全育成を図るため市と共催で事業を実施。39地区青少年育成会と26団体で構成。 (子ども未来課所管)	
30年度市補助額	1,100,000円	950,000円

団 体 名	宇都宮市地域婦人会連絡協議会	宇都宮市文化協会
代 表 者 名	櫛 渕 澄 江	安 久 都 和 夫
事 務 局	宇都宮市弥生 1-7-2 (会長宅 TEL 6 3 6 - 3 8 4 2)	宇都宮市旭 1-1-5 宇都宮市教育委員会文化課内 (TEL 6 3 2 - 2 7 4 6)
会 員 数	約 4 0 0 名	約 6 0 0 名
目 的	市内各単位婦人会の連絡提携を進め、会員の教養向上と親睦融和を図り、地域社会の福祉と文化の発展に協力し、社会教育の振興に努力する。	芸術及び文化関係者の連絡協調と親睦を図るとともに、広く市民の参加を求め、本市文化の向上・振興を目的とする。
3 0 年 度 の 補 助 対 象 事 業	○会員研修 ○県・市会長研修 ○消費問題学習 ○文化祭展示会 ○市婦連だよりの発行(年2回) ○各地区婦人会への助成	・会報発行 ・文化協会誌発行 ・ふれあい文化教室(芸術文化講師派遣事業) ・うつのみや文化協会まつり ・スケッチ会 ・夏休み子どもマジック教室 ・大人向けマジック講座 ・文化探訪 ・宇都宮市文化協会会員展 ・栃木県文化振興大会 ・その他の文化事業の実施
備 考	類似団体 ・交通安全母の会(生活安心課所管) ・宇都宮市女性団体連絡協議会(男女共同参画課所管)	各分野で活躍している市内の芸術家を束ねた団体であり、類似団体は無い。 特に、会員が講師として次代を担う市内小中学生を対象に、日本の伝統芸能である邦楽や日本舞踊、和太鼓等の普及啓発を行う「ふれあい文化教室」や、様々な分野の芸の披露を一堂に会して行う「うつのみや文化協会まつり」を積極的に実施しており、本市の文化振興に大きく寄与している。
3 0 年 度 市 補 助 額	3 8 8, 0 0 0 円	1, 8 2 0, 0 0 0 円